

2019年1月9日

嬉野市政治倫理審査会会长様

## 署名の要件明確化などのお願い

「嬉野をよくする市民の会」代表

宮崎誠一



この度、嬉野市政治倫理審査会において会長を務められることに深く感謝申し上げます。お忙しい中、誠にありがとうございます。

さて、今回の政治倫理審査会に当たっては、2018年11月28日に、市議会議員2人が代表者となり、調査につき1070人、説明会開催につき1063人の連署を添えて請求いたしました。嬉野市選挙管理委員会の有効署名数確定（選挙人名簿に登録された者であることの証明）は同年12月25日までずれ込み、調査916人、説明会880人とされました。調査については不備108人、無効51人の計159人分、説明会については不備124人、無効59人の計183人分が換算されませんでした。この件に関しては、同年12月26日に別紙質問状を提出しましたが、本年1月4日に市から受け取った回答は市民の会の要望を拒むものでした。

いたずらに選管の点検に異を唱えるということではありません。しかし、どのようなルールで署名の有効無効が決められるのか、今後のためにもきちんとした基準の整備が必要だと思っております。

つきましては、政治倫理審査会において以下の規則整備についてご検討いただき、嬉野市及び選挙管理委員会にご提案いただけますでしょうか。

- ① 連署提出から有効署名数の確定までの日数を原則14日以内とすること
- ② 有効署名数の最終確定前に、代表者は選挙管理委員会から説明を求めることができ、不備・無効とされた署名の閲覧ができるように定めること。なお、このとき、代表者は判定に意見を述べることはできるが、選挙管理委員会の判断を尊重すること

- ③ 有効署名数が確定したら、公表前に代表者に電話等で知らせ、その後、報道発表や市のホームページなどで十分に広報すること
- ④ 有効署名数確定後、代表者は署名数を記載し、請求書を正式提出できるものとし、資料の追加も認めること
- ⑤ 規則で有効署名の要件を詳しく定めること
- ⑥ 押印は不要なので署名簿の書式を改めること（必須要件の精査）
- ⑦ 代表者が閲覧を希望しなくとも、不備・無効については内訳を詳しく伝えること。  
市ホームページなどでも周知すること

併せて、今回お願いしております政治倫理審査会の公開基準についても規則等でルール化していただければと存じます。

政治倫理審査会や説明会というのは、市民に開かれ、広く知ってもらわなければ機能したとは言えません。市外の方を含め、より多くの人たちに关心を持ってもらって、初めて調査の重みや意見書の有用性が發揮できるものと考えております。

政治倫理審査会は議会による権力の監視機能が働いていないときに、第三者機関として政治倫理条例に基づき、慎重かつ厳正な判断を示す最後の砦です。そのためには市長など調査対象者による恣意的な運用を可能な限り排除すべく規則をしっかりと整備していただくことが非常に重要なと思います。

以上、ご検討いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

市民本位のルールを提言し、誰もが納得できる意見書をまとめていただけますことを期待しております。

どうぞよろしくお願ひいたします。



嬉総第 575 号の2

平成 31 年 1 月 4 日

嬉野市議会議員 [REDACTED] 様

嬉野市をよくする市民の会代表 宮崎誠一 様

嬉野市長 村上 大祐



質問状の要請について(回答)

平成 30 年 12 月 27 日に貴殿からの質問状での要請について、下記のとおり回答します。

記

政治倫理審査会は、条例及び規則に基づき開催いたします。これらの例規では開示請求者に対し、署名に関する確認を認めておらず、政治倫理審査会委員の公表も規定がありません。したがいまして、貴殿より要請がありました署名の確認や委員の公表に応じることはできません。なお、一部の報道機関では、委員の氏名が報道されております。

調査請求及び説明会請求の追加資料等につきましては、平成 30 年 12 月 27 日付けで受理いたしました。

広報につきましては、市において適切に行ってまいります。

嬉野市長・村上大祐殿

平成30年12月26日

## 質問状

嬉野市議会議員 [REDACTED]

嬉野市をよくする市民の会（代表：宮崎誠一）

嬉野市選挙管理委員会は12月25日、[REDACTED]および[REDACTED]が請求代表者となつた政治倫理審査会の調査及び説明会開催請求に必要な連署の点検を終えたと26日付佐賀新聞に掲載されました。

[REDACTED]は25日に総務課に「点検はいつ終わるのか」と確認した際、「近日中」という返答でしたが、なぜ佐賀新聞に掲載され、請求代表者に知らされなかつたのか疑問を禁じ得ません。署名をしてくださつた市民をないがしろにするもので、以下、抗議いたします。

- (1) 請求代表者の問い合わせに正しく答えなかつたこと
- (2) 請求代表者に署名の不備、無効を点検させないまま、有効数を確定させたこと
- (3) 請求の正式受理と政治倫理審査会開催は、署名に協力してくれた人を含め広く市民に対して周知すべきであり、報道発表や市のホームページで告知しなければならないのに、それを怠つてゐること
- (4) 12月7日に市民の会が政治倫理審査会の委員の交代を求める要請文を提出した際、「点検が終わった署名数を書き入れて、二つの請求書を差し替えます。選挙管理委員会の署名点検のめどがいつぐらいになるかお示しください」と記載した文書を市側に渡してゐるにもかかわらず、一切連絡がなかつたこと

①署名の不備、無効に関しては請求代表者に確認する機会を設けていただきま  
す②署名者を記入した正式な請求書と追加資料を提出しますので受理してくだ  
さい③他自治体のように適切な報道発表や広報を求めます④政治倫理審査会委  
員の開示を要請します。

回答を平成31年1月4日までに[REDACTED]までお願いいたします。

嬉野市政治倫理審査会・吉田一穂会長様

## 説明会開催請求却下取り消し要請文

2019年1月15日

「嬉野をよくする市民の会」代表

宮崎 誠一



2019年1月9日に開催された第1回政治倫理審査会において、[REDACTED]市議が請求代表者となった説明会開催請求を無効だとした決定の取り消しを求めます。

村上大祐市長が同年1月4日付で鬼橋正敏弁護士を通じて提出した弁明書では請求代表者に請求適格がなく、本請求が不適法（条例違反）であるとしています。政治倫理条例第11条2項により、本請求は付託されております。付託後、審査会で審査されるのは調査請求と同様、説明会の開催に足る条例抵触行為があつたかどうか、それを市民の説明する場を設ける必要があるか否かという点に限られます。吉田会長が冒頭に述べられたように「本案前の弁明」は審査会に判断する権限はなく、請求書の受理段階で指摘されることです。

第11条1項には「有権者及び議員は、市長等又は議員が第4条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、有権者にあってはその総数の100分の1以上の者の連署(この連署は、嬉野市選挙管理委員会による選挙人名簿に登録された者であることの証明を受けなければならない。)をもってその代表者から、議員にあってはその定数の3分の1以上の者の連署をもってその代表者から、市長等に係るものについては市長に対し、議員に係るものについては議長に対し、当該政治倫理基準に違反する疑いのあることを証する書面を添えて、市民に対する説明会の開催を請求することができる。」とあります。

私どもは、有権者である者は100分の1以上の署名、議員であれば定数の3分

の1以上の署名でも説明会を求めることができると解釈しました。つまり、議員である者は100分の1の署名もしくは定数3分の1の署名のいずれかで説明会を請求することができるということです。

請求代表者は一般市民である方が望ましかったのは確かです。しかし、嬉野市が、「市民の会」ができるまで「出る杭」となって名乗りを上げることができない政治風土だったことを重くみていただきたいと思います。

議員が請求代表者になった経緯は、説明会請求書の中で詳しく記載しておりますが、議会基本条例に基づき提出した質問書を[REDACTED]議長が村上市長に渡さなかつたからなのです。その理由は条例上全く根拠のないものです【別添資料①「議長が質問書を渡さなかつた理由】。嬉野市議会では発言において固有名詞は全面禁止という極めて奇妙なルールがまかり通っています。これも法令や条例に何の根拠もありません【別添資料②「固有名詞禁止の根拠はない】。昨年の12月定例会では、女性議員が一般質問で「嬉野創生機構」という社名を出したところ、議長から指摘を受け全面撤回させられています。いみじくも、政治倫理審査会の中でも法人名まで固有名詞扱いして、表に出さないようにと[REDACTED]総務企画部長が発言しています。

すなわち、[REDACTED]議員も[REDACTED]議員も一般質問や反対討論、議会基本条例に基づく質問書など、議員としての職責を果たし、東京ベイコート倶楽部での接待について追及しようとはしたのです。それが果たせず、政治倫理条例に頼って今回の署名活動を行いました。代表者を議員以外にしようと努力しました。署名に協力するという市民は少なくありませんでしたが、請求代表者になってもいいという人はついに見つけることができなかったのです【別添資料③「嬉野をよくする市民の会設立の経緯】。

こうした事情から、[REDACTED]議員は政治倫理審査会調査請求の代表者、[REDACTED]議員は説明会開催請求の代表者になりました。市民として署名集めの先頭に立ったということです。それが880人の有効署名を無にするほどの重大な瑕疵なのでしょうか？ 東京ベイコート倶楽部での会食に疑問を感じ、「説明してほしい」と市民が願うのは不当でしょうか？ なぜ説明会を求めているのか、市民

の立場に立って考えてみていただけないでしょうか。

村上市長は Facebook で一方的に反論しただけではなく、会食の写真を転載した市民に「法的措置を検討する」との内容証明を鬼橋正敏弁護士を通じて送り付け、政治倫理審査会においても同弁護士を代理人として弁明書を提出するのみで、市民に向き合って真実を説明する姿勢を全く見せていません。昨年 11 月の定例記者会見では「条例に抵触する行為は一切ない。審査会の場で説明していく」と公言されました。しかし、1 月 9 日の審査会において、他の自治体では市長が委員に辞令を交付し、あいさつするのに、村上市長は午後 3 時から「新年のあいさつ回り」として市外に出掛けています。

弁明書（傍線は宮崎）では「請求代表者とは、文理上、地方自治法 74 条 1 項等の「代表者」と同義と解すべき」とありますが、副市長が「(政治倫理審査会請求の) 署名の縦覧が必要だ」と発言したのと同様、直接請求と混同しており、無理な主張で認められません。

「市民」ではない議員が「代表請求人」と称し、自らの名を記載したビラを配布し、署名を募集し、かつ各請求書に記名押印し、本請求に及んでいる。そうすると、本件では、請求適格を有しない者らが本手続きの全てを行ったということになる。したがって、本請求は、条例の定める手続きの過程に重大な瑕疵があるといわざるを得ず、いずれも不適法(条例違反)として却下されるべきである。 同様に、請求適格を有しない者らが主宰して行った署名募集行為も無効である。

請求者側において、適切な専門家に助言を仰ぐ等、僅かの注意や解釈の努力をすれば誤ることはなかったはずである。この杜撰な手続きにより、市政の混乱を招いた責任は計り知れない。

一市民として代表者を受けたにすぎず、署名要請の文書には住所と名前しか書いていません。議員という肩書を使って無理に署名を集めたことは全くありません。署名集めの実働は「市長の Facebook の反論で問題を終わらせてはならない。きちんと市民への説明責任を果たしてもらわなければ」と市民有志が担い、「嬉野をよくする市民の会」の母体になりました。

二人の議員が極めて悪辣な策謀をしたかのごとく糾弾する内容に憚然といたします。この文書を記したのは鬼橋弁護士か、原案を村上氏が練ったのかは分かりませんが、ここまで悪意に満ちた攻撃的な文面を市民の代表である市議会議員、その背後にいる署名をしてくれた市民に向けられるものでしょうか。前者が政治倫理審査会委員だった者で、後者が元新聞記者の市長であることには驚きを通り越して、呆れるばかりです。

「僅かの注意」を怠ったとの指弾ですが、昨年11月28日の署名提出時、および同年12月25日の有効署名数確定時においても、[REDACTED]副市長を筆頭とする市側や選挙管理委員会からは一切問題点の指摘はありませんでした。1月9日においても市が「政治倫理条例に基づく説明会開催請求の審査について」として付託している以上、どうして請求代表者や署名した市民が条例に反していたと気づけるというのでしょうか。

[REDACTED]さんも、[REDACTED]さんも1年生議員です。だからこそ、政治倫理審査会の署名集めができたとも言えます。東京ベイコート倶楽部の会食写真がFacebook上に流出するなどして、多くの議員の知るところとなつても、問題を追及しようとする機運は全く高まりませんでした。議会が機能していれば、政治倫理審査会に調査を請求すること自体あり得ないのです。このことは、1月10日に村上市長がFacebookにおいて「『説明会』は嬉野市政治倫理条例においては市議の場合、議会議場で開催を要求することが可能です。これまでに、すべての議員から『説明会』を要望する発言は一切ありませんでした」と投稿しており、自ら嬉野市議会の実情を「宣伝」しています。

弁明書で、

そもそも、議員は、議会の場において、職務上有する権限を行使して、市政の問題点を糾すのがその責務であり、請求代表者として本請求を行う適格もなければ、その必要性も存しない。にもかかわらず、本件で請求代表者である議員らが自ら主宰し、本条例の手続きを敢えて利用するのは、同議員らにおいて、本請求が政治目的を有するからに他ならず、濫訴の誹りは免れない。

と口を極めて批判していますが、非礼にすぎます。議員の職責を果たそうと努力し、それがかなわなかつた結果、市民として先頭に立つただけではないですか。

弁明書では他の自治体の政治倫理条例を引き合いに出して、

説明会の開催が、公職者にとっては、政治的ダメージが著しい一方、反対派による政治目的による濫用の危険が高いからである。

としていますが、他の自治体の条例は嬉野市政治倫理条例の適用に関係がありません。次に説明会の開催は政治倫理審査会で審査されて初めて認められるので、反市長派の政治目的に引きずられ、開催に至って打撃を被るというのは杞憂にすぎないからです。政治倫理審査会の機能に信頼を置いていないからこそその指摘だと思います。

説明会については有権者総数の100分の1と、調査請求と同様のハードルであり、議員定数の3分の1でも認められるという点では、むしろ、政治倫理審査会の開催より容易に達成できる署名要件です。これは、開催自体は審査会の判断を経るから「濫訴」による無用な開催は起こりえないと想定しているからにほかなりません。

審査会では政治倫理上の問題について判定されますが、説明会では自分の行動について市民に納得を得られるよう説明すればいいだけです。

説明会開催請求について門前払いをした条例解釈は、以上のような個別の事情を踏まえず、杓子定規に市民の署名を切り捨てた形となっており、到底受け入れられません。両議員を除外するとしても878人の市民の署名を無にするというのは、政治倫理条例や審査会の眼目に照らせば、あり得ない決定だと思います。  
委員のおっしゃったことが、市民としての感覚です。

機械的な法的解釈によって署名1061人（有効880人）の説明会開催請求を却下てしまえば、政治倫理条例の運用において歴史的汚点となることでしょう。代理人弁護士の弁明書に引きずられてしまったとしか思えません。弁明書は

傍聴席に配布されず、何を話しているのかすら分かりませんでした。協議時間が  
1時間しかない中、解釈を論じる時間が長く、歯がゆく感じました。

重ねて説明会開催請求の却下取り消しを強く求めます。

(1)

次 裁 区 公	甲	乙
	丙	丁

## 起案用紙

発 信 日	嬉 議 第 号 平成 30年11月28日
議会事務局 議事グループ	

決 裁 回 議					
甲	乙	丙	丁	次長	主任
議長		局長			書記
[Redacted]		[Redacted]		[Redacted]	[Redacted]
合議			指示意見		

件名 報道機関からの問い合わせに対する回答について(伺)

内 容 このことについて、報道機関から文書質問の取扱いについて問い合わせがありましたので、別紙のとおり回答してよいでしょうか。

1 問い合わせ内容 嬉野市議会基本条例第6条により議員から市長あてに文書質問が提出されたことの事実確認およびその文書質問を市長に提出しなかった理由

完結日	決裁日	起案日	文書主任	起案者
30.11.28 日	30.11.28 日	平成 30年11月28日	[Redacted]	[Redacted]
予算額	予算科目	款	項	
千円				節
文書種類	分類	保存年限	ファイル	備考
往復		年	.	

嬉野市

平成30年11月28日

各報道機関様

嬉野市議会議長 田中 政司

平素より、議会活動に対し、ご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
本日、お問い合わせいただきましたことについて、回答いたします。

(回答) 嬉野市議会基本条例第6条第3項（以下、基本条例）による文書質問  
が議員から提出されましたが、以下の理由により市長に提出しておりま  
せん。

- 1 文書質問の内容が、匿名の情報を基にしたものであったため、議会として正  
式に取り扱う内容ではないと判断しました。
- 2 基本条例第6条第3項で規定している文書質問は、一般質問を補完するもの  
や政策議論をするために疑義等を確認する内容について行うもの、と捉えてい  
るため、該当しないと判断しました。

以上のとおりです。

嬉野市議会事務局

TEL 0954-66-9127  
FAX 0954-66-2887

(2)



様式第3号（第3条関係）

嬉議第200号の3  
平成30年12月28日

## 公文書公開決定通知書

様

嬉野市議会議長 田中 政司



平成30年12月15日付けで請求された公文書の公開については、次のとおり公開することに決定しましたので、嬉野市情報公開条例第11条第3項の規定により通知します。

公開請求に係る情報の内容	(3) 「固有名詞を使わない」というルールの法的もしくは条例上の根拠となる文書類すべて。
公文書の件名	(3) ・嬉野市議会運営基準（内規） ・発言取消しに関する資料
公開の日時	ご入金確認後、郵送します
公開の実施場所	郵送による
担当する室又は課	嬉野市議会事務局 (電話 0954-66-9127 )

注1 指定された公開の日時に来庁できない場合は、その旨を上記の担当する室又は課に連絡してください。

2 公文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

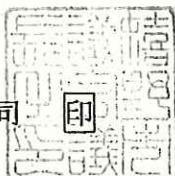
様式第7号（第3条関係）

嬉議第200号の4  
平成30年12月28日

公文書不存在による非公開決定通知書

様

嬉野市議会議長 田中 政司



平成30年12月15日付けで請求された公文書の公開については、対象となる公文書を保有していないため公開することができませんので、嬉野市情報公開条例第11条第3項の規定により通知します。

公開請求に係る情報の内容	(4) 「固有名詞を使わない」というルールがいつ始まったのか が分かる記録等すべて。
不 存 在 の 理 由	(4) に該当する記録等は保有していません
担 当 す る 室 又 は 課	嬉野市議会事務局 (電話 0954-66-9127 )

（教示）この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に、嬉野市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、嬉野市を被告として（嬉野市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この通知を受けた日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

# **嬉野市議会運営基準**

平成30年2月5日

**嬉野市議会 議会運営委員会**

## 目次

### 【会議規則関係】

第1章 会議.....	1
第1節 総則.....	1
第2節 議案及び動議.....	2
第3節 議事日程.....	3
第4節 選挙.....	4
第5節 議事.....	4
第7節 発言.....	6
第8節 表決.....	10
第10節 会議録.....	11
第2章 委員会.....	11
第2節 審査.....	11
第3章 請願（陳情）.....	12
第7章 協議又は調整を行うための場.....	13
その他.....	13~15

【委員会条例関係】 .....	16~17
-----------------	-------

【議会基本条例関係】 .....	18~19
------------------	-------

【議会運営基準補足資料】 .....	20
--------------------	----

〔1〕会議における諸原則.....	20~26
-------------------	-------

〔2〕議員の権利義務.....	27
-----------------	----

54	(質疑の際の)発言内容の制限		<p>○議員は質疑にあたっては、自己の意見を述べることができない。</p> <p>※ここでいう「自己の意見」とは、討論の際に述べるような賛否の意見を指すもので、質疑の補足説明的に「私はこう考えるが提出者としてはどうか」というように質疑の体裁上必要ならば許される。従って、「私はこう考えるがご理解いただけないようなので答弁は結構です」などというのは質疑ではない。</p>
55	質疑の回数	回数	<p>●同一議題につき3回を超えることができない。</p> <p>条例等の議案に対する質疑は、原則として3回までとし、1回の質疑は3問までとする。予算については節又は事業ごとに3回までとする。</p> <p>※本来同一議題とは一議案を指す。</p> <p>ただし本議会では、55条ただし書き「議長の許可を得たときはこの限りではない」を適用して予算案については節または事業ごとに3回としている。</p> <p>なお、申し合わせでも明確にはなっていないが、3回の質問を可能としているのは1度目の答弁が不明瞭であり、さらに詳細な答弁が必要であった場合などを前提としており、3回×3問で異なる質問が9問できるわけではない。</p> <p>※条例案については、条ごとに3回としている。</p> <p>●自己の所属する委員会の所管事項について、本会議では質疑を行わない。また、所属の委員長報告に対する質疑は原則行わない。</p> <p>※委員会に市長が出席しないので聞けなかった等の事情がない限り、所管事項への質問は避ける。</p> <p>所属の委員長報告に対して質疑は行うべきではないが、少数意見の提出はできるので、その場合は原則委員長を通じて議長に対し文書により提出する。</p>
本会議における議案質疑			<p>●議案質疑は通告制とし、質問者は定められた日までに所定の用紙に質疑の要旨等を記載のうえ議長に文書で提出する。</p> <p>(事務処理上、データもあわせて提出する。)</p> <p>通告期限は、一般質問1日目の午前9時15分とする。ただし、議会運営委員会で協議し変更する場合もある。</p> <p>●質疑は、自席で行う。</p>
		議案質疑の発言順番	●質疑の順番は、各議案において通告順に行う。

		<p>※現に議題となっている事件については議案質疑の際に行うべきで、一般質問では行うべきではない。</p> <p>もし、通告後、当該議会の議案として上程されることが分かった場合には、一般質問では賛否の態度決定が可能となるような質問はできない。むろん、自己の意見を述べることもできない。</p> <p>この原則に従うと、次年度の当初予算に関する質問は当年度12月議会までに行うべきであり、ほかにも議案となる可能性のある事件は、議案の配付後に通告すべきである。</p>
質問の方式		<ul style="list-style-type: none"> <li>●一般質問は、論点及び争点を明確にするため、原則一問一答方式により行う。[基本条例6条1項]</li> </ul>
通告期間		<ul style="list-style-type: none"> <li>●一般質問の通告開始は、定例会開会日の11日前とする。</li> <li>●通告締め切りは定例会開会日の4日前(議運の2日前)の正午までとする。ただし土・日・祝祭日を挟んだ場合は、その前の平日までとする。</li> </ul>
通告後の項目追加		<p>※通告書提出後は、原則として新たな質問項目の追加は認めない。</p>
日程		<ul style="list-style-type: none"> <li>●原則として1日5人までとし、5人を超えたときは2日以上となる。ただし、通告者の人数によりこれを変更する場合もある。</li> </ul> <p>※日程及び質問者の割り振りは、議会運営委員会で決定する。</p>
公開		<ul style="list-style-type: none"> <li>●一般質問の生中継は、インターネット配信及び市内CATVにより行っている。</li> <li>●一般質問の録画放送は、インターネット配信及び市内CATVにより行っている。</li> </ul> <p>※CATV:一般質問当日の夜(午後7時から概ね11時まで)から再放送を行っている。</p> <p>※インターネット:配信システムを利用し、本会議すべての生中継及び録画配信を行っている。</p>
通告一覧表		<p>※一般質問通告一覧表及び通告内容の冊子を作成し、定例会開会日までに全議員に配付する。(ホームページにも掲載)</p>
時間制限の通知		<p>※一般質問の持ち時間が85分に達するとき及び90分に達したときは、議場内のブザーで知らせる。</p>
執行機関の答弁		<p>※一般質問に対する執行機関の1回目の答弁は、市長等が登壇して行い、その後の答弁は自席で行う。</p>

## 第10節 会議録

条	条文見出し	事項	内 容
84	会議録に掲載又は記録しない事項	発言取り消し	※会議において発言の取り消しが許可されたときは、その発言は、副本(閲覧用を含む。)の会議録には記載又は記録せず、実線で表示する。ただし、会議録の原本には、そのまま記載又は記録する。 執行機関等の関連する発言についても、同様とする。
85	会議録署名議員		●会議録の署名は、議席番号順に3名とし、会期を通じて議長が指名する。
86	会議録の保存年限	会議録の保存・公開	○会議録の保存年限は、永年とする。 ※調製された会議録は、市議会ホームページに掲載する。 ※音声データは、当分の間保存する。
	会議録の配布先		※会議録副本は、議会事務局保管のほか次のとおり配付する。 総務課2、市民課(嬉野庁舎)1、図書館2 ※議員が個人的に会議録を希望する場合は、有料にて購入できる。

## 第2章 委員会 第2節 審査

条	条文見出し	事項	内 容
107	委員会報告書		○事件の審査又は調査が終わったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。 ※閉会中の付託事件調査(所管事務調査)を行った後の報告書は、開会日2日前の議会運営委員会までに提出する。報告書の議員への配付は、議会運営委員会終了後に行う。 (事前連絡として開会日までにファックス送信を行っている)

## 第7章 協議又は調整を行うための場

条	条文見出し	事項	内 容
162	協議又は調整を行うための場	議員全員協議会	<p>※議長は、議会の運営その他議会の活動に関し必要があると認められるときは、議員全員協議会を開くことができる。</p> <p>※原則として毎月1回(最終金曜日)開催するものとする。</p>
			<p>※議員が議会を代表して出席した会議(議会選出議員が出席した組合議会等)については、その経過及び結果等を全員協議会において報告する。</p>
		政策討論会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●『政策討論会要綱』による。[基本条例12条、13条]</li> <li>●議員提案で政策条例を提出する場合</li> </ul> <p>(1)議員間討議を含め議員間の意識の醸成を図るため、少なくとも一回は政策討論会に提出し、議論することとする。</p> <p>(2)立案にあたっては、実効性を高めるため、適宜執行機関等の見解を求ることとする。</p> <p>(3)条例案については、総務課法制担当と十分調整を行うこととする。</p>
		議会報告会	[基本条例5条]

## その他 法：地方自治法

条	条文見出し	事項	内 容
法 109	委員会の活動		<p>※常任委員会は調査権・審査権を与えられており、法の範囲内で議案や地方公共団体の事務について調査・審査を行うことができるが、あくまでも議会の予備的機関であって、その意思決定は対外的には何らの効力を持つものではない。</p> <p>その活動も、原則として議会開会中に限られ、閉会中に活動を行おうとする場合は必ず議会の議決が必要である。</p> <p>本市においては費用弁償が支給されないので(視察旅費は有り)、付託を受けた事件につき比較的自由に活動できる。</p> <p>ただし、説明者に出席を求めたい場合は議長を通じて行わなければならず、議長へ開催通知等を提出するのが望ましい。</p>

資料請求	<p>※</p> <p>(1)議員が、議会活動に必要な資料を執行機関に要求する場合は、所定の資料請求書を議長に提出する。</p> <p>議長はこの資料要求を認めたときは、議長から市長に文書でその提出を依頼する。提出期限は、総務課に文書を提出した日の翌日から7日とする。</p> <p>(2) 常任委員会において必要な資料を要求する場合、委員長が認めたときは口頭でその提出を依頼する。提出された資料は、委員全員に配付する。</p> <p>(3) 合同常任委員会において必要な資料を要求する場合、議長が認めたときは、文書によらず口頭でその提出を依頼する。提出された資料は、議員全員に配付する。</p>
長期欠席に伴う議員報酬の減額	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の特例に関する条例」による。</li> </ul>
議決事件に該当しない契約についての報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>●報告に対して、全員協議会において必要があると認めたときは、市長に意見を述べることができる。</li> </ul> <p>※本市議会では、予定価格 130 万円以上の工事又は製造の請負契約を締結した場合は、議会への報告を義務付けている。      (「嬉野市議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例」及び「事務取扱要領」)</p> <p>※議会事務局で取りまとめた冊子は、定例会の開会初日に各議員に配付する。</p>
災害時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>●『嬉野市災害対策支援本部要領』により活動するものとする。</li> </ul>

可とするほうを諮る原則	<p>議案に対する意思表示として、議員の側からは「表決」とい、議長が行う場合は「採決」という。</p> <p>通常、議案や問題点を決定する場合の表決の方法としては、表決に付する問題について「可」（○○に賛成～）とするほうから諮るのが原則とする法則をいう。</p> <p>これは、議長が採決にあたって、議員の意思表明を明確にするために、常に積極的に賛意を表明する賛成者に起立を求め、反対者には起立を求める方法をいう。</p> <p>例えば、反対者を先に諮った場合に、起立しなかったものがすべて「賛成」とは断定できず、その中には態度不明者や賛否を決めかねている者も含まれている可能性もあることから、先に賛成を明確にする方法が議会運営として相応しいものと考えられている。</p>
一事不再議の原則	<p>※議会運営上慣習的に形成されたものであり、自治法に規定はないが、一度議会で議決した同一の議題については、同一会期中において再び議決しないという原則。</p> <p>当然会期が異なれば拘束されない（会議規則第14条）し、一度撤回されて再び審議に付されても、議決を行う前であれば該当しない。</p> <p>また、再議は議会の議決に対する長の牽制策としての拒否権の発動であるため、原則に抵触しない。</p> <p>同一事項を内容とする議案が数件あるときは一議案が可決された時点で他の議案は議決を要しないので、他方は議決不要の宣告を議長が行う。</p> <p>ただし、同一事項と認定が困難な場合は、別件として審議する必要がある。</p> <p>（例えば埋め立て反対と賛成の意見書があった場合などは該当しない。）</p> <p>(1) 一事不再議の適用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一度議決された事件と同一形式、同一内容のものは、この原則に抵触する。この場合において、提案理由が異なっていても抵触する。</li> <li>② 一度議決した事件の内容をさらに変更しようとするものが、この原則に抵触するかどうかは、その具体的な事件の内容、実質を判断して決定することになる。</li> </ul>

		なお、委員会の審査結果は本会議に報告されるが、本会議としてもこの結果に拘束されるものではなく、また、この原則は、委員会間においても成り立つ。
	発言自由の原則	<p>議会における議員の発言は、原則として制約を受けることなく自由にし得るという原則。</p> <p>国會議員（憲法第51条）＝「免責特権」と違い、地方議員には法律上の明文の規定はないが、議長の議事整理権（自治法第104条）の範囲内で発言は自由。ただし、国會議員のように免責の規定が法律上にはないため、本会議や委員会での言論については、刑事責任や民事責任を免れることはできない。</p> <p>法及び会議規則、そして議長の議事整理権に基づく発言とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 発言は、議長が開議の宣言をしてから、休憩、延会、散会の宣言の前までにしなければならない。</li> <li>② 発言は、議長の許可がなければ私語となる。</li> <li>③ 発言は、許可された発言の趣旨をこえてはならない。</li> <li>④ 無礼な言葉や他人の私生活に及んではならない。（自治法132）</li> <li>⑤ 発言時間の制限又は回数（質疑、質問）の制限規定がある。</li> </ul>
	討論の原則	<p>討論は、現に議題になっている事件に対して議員が表決を前提として賛否の意見を発言すること。</p> <p>(1) 討論交互の原則</p> <p>討論を行う場合には、賛成者と反対者を交互に発言させるとする原則のことをいう。会議規則では、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならないとしている。（市規52）</p> <p>(2) 討論一人一回の原則</p> <p>同一議題について一議員1回に限られるとされている。 一度討論を行った後に意見が変わった場合にも改めて討論することはできない。</p>

## 【2】議員の権利義務

### 1 自治法上認められている権限

- (1) 議会招集の請求権（自治法第101条③）臨時会の招集請求
- (2) 開議の請求権（自治法第114条）
- (3) 議案提出権（自治法第112条）
- (4) 議事に関する権利（議決権、選挙、異議申し立て、動議等）
- (5) 請願を紹介する権利（自治法第124条）
- (6) 侮辱に対し処分を求める権利（自治法第133条）
- (7) 議員報酬及び費用弁償を受ける権利（自治法第203条）

### 2 義務

- (1) 招集に応じ会議に出席する義務（自治法第137条）
- (2) 常任委員会の委員に就任する義務（委員会条例第2条）
- (3) 規律に服する義務（自治法第129条）
- (4) 懲罰に服する義務（自治法第134条）

### 3 議員の検査権

自治法第98条第1項では地方公共団体の事務についての検査権を規定しているが、これはあくまでも「議会」に対して検査権を与えたものである。

検査権とは当該地方公共団体の事務に関する書類や計算書を提出させ又は報告をさせてその事務処理の適否を調べる権限のことをいうが、現行法では、「個々の議員」の検査権は認められていない。

議員個人への資料提供や情報提供は、合議体の構成員として影響力を持っていることを考慮し、行政当局から事実上の配慮（法律に基づかない行政当局の配慮）を受けていいに過ぎない。

## 【発言】

### 発言取消し

どのような発言が不適当発言であるか明快な基準があればそれを尺度にして不適当性を判断できますが、残念ながらありません。あえて指摘するならば次のような事項をあげることができます。

#### ① 相手の立場になって聞いたならば不快感を覚える発言であること

議会は言論の府であり議員の発言は住民代表にふさわしい品位がなければなりません。発言自由の原則があるからと言っても言いたい放題のことを発言できるものではなく、品位が要求されます。議会は、非難、中傷の場ではなく、住民のためになる建設的な意見を述べ合うところです。

#### ② 事実と異なる発言、根拠が不明確な発言

議会での発言は事実に則したものですから、事実に反する発言や根拠が不明確な発言は不適当発言になります。第三者の論文等を引用して発言した中に事実と異なる部分があったときは、論文等の出所を明らかにしているならば不適当発言には該当しません。

#### ③ 個人のプライバシーや基本的人権に抵触するような発言であること

議会は当該団体の事務を中心として論議するところですから、個人の問題を取り上げるところではありません。個人の問題であっても当該団体の事務に関係するものがありますが、それは事務一般におきかえて論議すべきです。

(「議員・職員のための議会運営の実際 第15巻 P.201~202」より抜粋  
地方議会研究会編著 自治日報社)

### ③嬉野をよくする市民の会設立の経緯

23:37 1月14日(月)

⌚ Ⓛ 100%

会の紹介 | 嬉野をよくする市民の会  
ureshinoyokusuru.com



## 嬉野をよくする市民の会

[Home](#) [新着](#) [ご入会](#) [会の紹介](#) [活動](#) [報道](#) [リンク集](#)

[Home](#) > [会の紹介](#)

### 会の紹介

#### ■ 設立の経緯

2018年12月4日に、市民団体「嬉野をよくする市民の会」を設立いたしました。

きっかけは、嬉野市長と市職員が東京出張中に業者の接待を受けたという疑惑が浮上し、政治倫理条例に基づき調査などを求める署名活動が行われたことでした。

政治倫理や公務員倫理に反した行為を、第三者機関である政治倫理審査会で調査してもらい、市長には市民への説明会を開いてもらう。これは、条例で定められた市民の権利ですが、署名を集める代表者に名乗りを上げる一般市民がいませんでした。

そのため、市議会議員2人が請求代表者になっておりましたが、市民活動としては変則的な形でした。

私は、疑惑を持たれた公人（公務員）は市民の疑問に答え、条例や倫理規程に基づいて処分されるべきだと思っております。

市民の会は、「市民オンブズマン連絡会議・佐賀」の協力を得ながら、嬉野市に政治倫理・公務員倫理上の問題がないか、公共事業において税金が適正に使われているのか、公明正大で透明な手続きで進められているのかを監視していくのが役割です。

声を上げるには勇気がいますが、市民がグループになれば、難しいことではありません。

新幹線駅周辺整備や嬉野医療センター跡地活用など、嬉野市では、これから多額の公金を使った公共事業が次々と行われます。

今のような甘い政治倫理・公務員倫理のまま、「第二のチャオシル」のような税金の無駄遣いを許していいのでしょうか。いいはずがありません。

嬉野市民、納税者のまっとうな権利として、「おかしいことはおかしい」と声を上げましょう。

「嬉野をよくする市民の会」の活動へのご理解、ご協力をどうぞよろしくお願ひいたします。

「嬉野をよくする市民の会」

代表：宮崎誠一

## ■ 代表略歴

この度、「嬉野をよくする市民の会」代表を仰せつかりました宮崎誠一です。

妻の故郷である嬉野市に移住して10年になります。

嬉野市をよりよいまちに変えていくための市民活動に力を尽くしたいと思っております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

- 1949年3月 奈良県吉野郡生まれ
- 1975年3月 近畿大学経済学部卒
- 同年4月 教科書出版社入社
- 1992年10月 西宮市でフリースクール設立、93年に学習塾併設
- 2010年10月 退任し、西宮市から妻の故郷の嬉野市に移住
- 同年5月 株式会社T Y G O顧問就任
- 2018年12月 嬉野をよくする市民の会代表就任



2019年1月15日

嬉野市政治倫理審査会・吉田一穂会長様

## 改めて録画・録音の許諾をお願いします

「嬉野をよくする市民の会」代表

宮崎誠一



1月9日、嬉野市中央公民館視聴覚室で開催された第1回政治倫理審査会において、傍聴者による録画（録音）が不許可となった件の再考をお願いいたします。昨年12月26日に提出した調査請求書において「政治倫理審査会・説明会を議会と同等のインターネットやケーブルテレビで中継し、市のホームページで録画を速やかに公開し、議事録も可及的速やかに掲示するよう求めていく。市がそうした措置を取らない場合、傍聴者の撮影・録音を許可するよう申し入れる所存である」と記載しておりましたが、何らの対応もなされなかつたため、1月4日付で「政治倫理審査会の録画・録音許可願い」（別添①）を総務課に送付し、審査会のご判断を仰げるようお願いしておりました。しかし、総務課は全く伝達しませんでした。許されざる不作為行為で、事務局の中立性に強い疑念を抱かざるを得ません。以下、改めて要請いたします。

### （1）ケーブルテレビの放送を許可し推奨を

ケーブルテレビの放送（録画含む）を許可し、推奨するようお願いいたします。第1回の審査会は地元ケーブルテレビ局「テレビ九州」が収録いたしました。嬉野市嬉野町をエリアとする同社と、同市塩田町をエリアとする「藤津ケーブルビジョン」に放映を許可し、推奨してください。さらに「テレビ九州」の許諾を得て動画を市もしくはケーブルテレビのホームページにアップしていただきたいと思います。動画のアップロードまでなされるのであれば、市民の会は録画を求めません。

### （2）政倫審は議会と同様に公開が原則、ゆえに録画・録音も認められるべき

第1回審査会で録画拒否された際のやり取りは以下の通りでした。

「嬉野をよくする市民の会」~~事務局長~~：（録画許可願いが事務局から審査会に伝達されなかつたため傍聴席から呼び掛け）録画させていただけないでしょう

か？ 「嬉野をよくする市民の会」ですけど、今後のいろいろな勉強のために使うのに録画の許可をいただきたいのですが。

**福岡大学法科大学院教授・██████副会長**：政治倫理審査会は、政倫条例違反かどうかを公平公正な立場から判断するところでありますので、傍聴人に向かっていろいろアピールするところではありません。ですから、今録画のお申し出もありましたが、個人情報もたくさん出ます。これできるだけイニシャルにしてほしい。私は個人情報の方が専門でありまして非常に問題のあるところもあるように見受けられます。ですから、あくまでも公平公正に判断するのであって、政治的な立場で判断するわけではありません。ですから、議会とは違いますので録画等は私はご遠慮いただきたい。ちゃんとフランクに議論できるようにしたい。

**██████会長**：議長としましては、録画については許可しない方向で考えております。どうかよろしくお願ひいたします。

まず、副会長のおっしゃる「傍聴人にアピール」というのは意味が分かりかねます。個人情報については発言しない、もしくは非公開にすればいいだけです。録画・録音が公平公正な判断を妨げるとは思えません。マスコミは録画録音しているのですから、傍聴者だけを拒む理由がありません。録画・録音することが「政治的な立場で判断するわけではありません」という指摘とどう結びついているのか理解に苦しめます。「議会とは違いますので」とされていますが、ではなぜ総務課は傍聴者を20人と制限する嬉野市議会傍聴規則を振りかざし、審査会はそれを容認しているのでしょうか。

市民の知る権利を尊重すれば、議会と同等に公開されてしかるべきです。嬉野市議会ではインターネット中継、録画配信、ケーブルテレビで中継、録画放送がなされており（別添②）、それに準じるべきです。録画が議論のフランクさを損なうのでしょうか？ 記録に耐えうる審査をすればいいだけではないでしょうか。

むろん、恣意的編集などがあつてはなりませんので、動画を公開するのは総務課もしくは上記ケーブルテレビ局が望ましいと思います。しかし、嬉野市などが実行する見込みがないため、市民の会が無編集の動画をYouTubeにアップロード（ライブ配信）するつもりでした。

審査会をライブ配信、録画・録音し公開することは、平日の日中に傍聴に来られる人が少ないと考えれば、市民の知る権利の保障の一環であり、正当な要求だと思っております。傍聴規則では第9条に「傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。」と明記されており、許可さえ得れば録画・録音は可能です。市民の知る権利を制限するに足るだけの不許可理由があるのでしょうか。少なくとも [REDACTED] 副会長の論拠には首肯しかねます。最低でも録音およびその無編集公開は認めてください。事務局が録音を公開するのであれば、これも市民の会は求めません。要録ではない議事録が公開されるのであれば、録音公開も求めません。

### (3) 傍聴者の人数制限を撤廃してほしい

傍聴規則の第3条は、議場に一般傍聴者用の席が20しかないための物理的な人数制限です。しかし、20人以上の傍聴者が訪れた場合は、危険や混乱がない範囲で立ち見を認めるか、別室で議場中継を視聴できるようにするのが適正な運用でしょう。一方、第1回審査会においては比較的広い視聴覚室のうち、傍聴席を狭く取り、間にバリケードのように机を置いていました。押し返して閉め出すなど、傍聴者を敵視する市の姿勢には暗然といたします。第1回審査会において20人という人数制限にこだわらないという会長判断が出されたにもかかわらず、第2回の審査会の案内（別添③）においても、なお20人を原則としていることが理解できません。第3回以降の審査会告知において20人という人数制限を前提としないよう会長から事務局に指示をお願いいたします。

なお、傍聴規則においては第2条に「傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける」とありますが、そちらは守られていませんでした。今後、規則の恣意的運用が行われないよう徹底していただければと存じます。

### (4) 独立性を担保してください

[REDACTED] 総務企画部長は審査会閉会後「3月議会開会前に終わらせていただく。委員がそろう日時があまりないため、最も少ない場合あと2回の開催になる」と報道陣に向かって発言していました。市民の会事務局長の[REDACTED]が聞いております。調査が尽くされるまで回数を重ねるべきであり、審査会と議会開会は関係ありません。事務局にコントロールされないようお願いいたします。村上大祐市長が鬼橋正敏弁護士に作成させた弁明書はいつ委員の手元に渡ったのでしょうか。事前にレクチャ

一などが行われたということはありませんか。第1回の審査は弁明書に相当引きずられた印象を受けました。

#### **(5) 資料配付の改善を**

弁明書は傍聴者に配られず、資料も回収されました。傍聴者は委員が何を議論しているのか分からぬという状況に置かれました。必要な資料は事前配付し、回収はおやめください。

#### **(6) 広報の改善を**

市のホームページ（別添④）には申し訳程度の案内しかなく、わざと目立たないようにしていらっしゃるに違ひません。唐津市のように政治倫理審査会のページ（別添⑤）を設けてください。審査会の案内は防災無線や回覧板も活用して周知してください。資料や議事録の公開は可能な限り迅速にお願いします。少なくとも次回開催の前に前回の審査会の内容を掲載していただく必要があります。

以上、どうぞよろしくお願ひいたします。

平成31年1月4日

嬉野市政治倫理審査会・会長様

嬉野市をよくする市民の会  
嬉野市嬉野町下宿丙 2320-46  
代表 宮崎誠一

嬉野市塩田町五町田乙 3328-2  
杵藤法律事務所  
弁護士 藤藪貴治  
0954(68)0745 / FAX(68)0876

## 政治倫理審査会の録画・録音許可願い

政治倫理審査会の調査請求代表者である[REDACTED]市議会議員は、平成30年12月26日付の調査請求書に「政治倫理審査会・説明会を議会と同等にインターネットやケーブルテレビで中継し、市のホームページで録画を速やかに公開し、議事録も可及的速やかに掲示するよう求めていく。市がそうした措置を取らない場合、傍聴者の撮影・録音を許可するよう申し入れる所存である」と記して、対応を要請しておりました。

しかしながら、嬉野市からこの件に関して[REDACTED]市議に何らの返答もせず、議会並みの中継などを行う考えがないものと受け止めます。村上大祐市長は市役所を機構改革し、新年度から「広報・広聴戦略課」を新設することですが、宣伝をするだけではなく、市にとって都合が悪い情報でも積極的に市民に知らせるのが真の広報・広聴ではないでしょうか。

「嬉野をよくする市民の会」は政治倫理審査会の審査について、できるだけ多くの市民に知りたいだと必要があると考えており、審査会の録音・録画の許諾をお願いするものです。政治倫理審査会は政治倫理条例の第6条第5項「審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、委員定数の3分の2以上の者の同意を必要とする。」の規定により公開が原則です。傍聴については政治倫理条例施行規則第5条に「審査会の会議の傍聴については、嬉野市議会傍聴規則(平成18年嬉野市議会規則第2号)の例による。」と

されており、市議会傍聴規則の第9条には「傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。」とあります。議長であるところの政治倫理審査会会長に許可をお願いいたします。それぞれについて可否をご判断ください。審査会当日にその場で代表の宮崎誠一もしくは、弁護士の藤森貴治にご回答いただければと存じます。

#### 【許可要請項目】

- ① トラブルを考慮し、複数の機材で録画などを行います。音声を拾えるようマイクやカメラを配置することにご協力ください。カメラは三脚に固定し、全景の撮影しか行いません（基本的に音声録音が主目的）。
- ② 可能であればYouTube Live配信（ネット中継）を試みます。
- ③ 録画した動画はYouTube「嬉野をよくする市民の会」チャンネルにアップロードし、公開いたします。
- ④ 録画が認められない場合は音声をアップロードいたします。
- ⑤ 必要に応じて重要箇所の文字起こしなどを行います。
- ⑥ 以上の措置は、嬉野市が行うのであれば重複しては実施しません。ただし、映像（録画含む）については嬉野市議会が採用している方法が旧式でスマートフォンでは視聴できないため、会としても独自に動画配信を行います。

なお、山陽小野田市では政治倫理審査会を開催当日にYouTubeにアップロードし、広く公開しております。同市議会は全員協議会、議会運営委員会、すべての委員会も動画投稿しており、非常にオープンだと思います。嬉野市においては、政治倫理審査会の開催を市のホームページで告知することさえしておらず、市民に対する説明責任を軽んじているとしか思えません。政治倫理審査会会長におかれましては、嬉野市に必要な周知対応を行うよう指示をお願いいたします。

多くの市民の納得が得られるようなご審議を期待しております。今後とも、どうぞよろしくお願ひいたします。

## 山陽小野田市議会



### △ 市議会の案内

- ▷ 市政と市議会
- ▷ 市議会のしくみ
- ▷ 傍聴
- ▷ 請願と陳情

### △ 市議会議員の紹介

- ▷ 議長・副議長
- ▷ 議員名簿
- ▷ 会派別名簿
- ▷ 委員会別名簿

### △ 本会議・委員会等

- ▷ 本会議の日程
- ▷ 本会議の参考資料
- ▷ 本会議の審議結果
- ▷ 一般質問の論点と回答
- ▷ 委員会等

### △ 市議会の情報

- ▷ 議会提出条例
- ▷ 議会交際費
- ▷ 議員研修会
- ▷ 政務活動費
- ▷ 視察報告
- ▷ 議会政策討論会
- ▷ 政治倫理審査会
- ▷ お知らせ

### △ 市議会の広報広聴

- ▷ 議会だより
- ▷ 議会報告会
- ▷ 議会市民懇談会
- ▷ フェイスブックページ
- ▷ 市議会モニター制度

### △ 議会事務局

- ▷ 議会事務局
- ▷ 行政視察の受入れについて

## 政治倫理審査会

印刷用ページを表示する 掲載日：2018年6月29日更新

議員が、政治倫理の確立と向上に努め、主権者である市民の負託に応え、良心と責任感をもって政治活動を行い、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与するため、山陽小野田市議会議員政治倫理条例を制定しました。

この条例で定める要件を満たす調査請求があった場合は、政治倫理審査会を設置し審査を行います。

### 平成30年度

杉本保喜議員に対する調査請求がありましたので、政治倫理審査会を設置し、次の委員を任命し、5回の審査を行いました。そして、平成30年6月11日に、政治倫理審査会から議長に審査結果報告書が提出されました。

#### 委員

河崎平男（会長）、山田伸幸（副会長）、奥良秀、河野朋子、笹木慶之、長谷川知司、松尾数則、吉永美子

#### 第1回 政治倫理審査会

- 日時：平成30年4月9日午後4時
- 場所：第1委員会室
- 内容：正副会長の選出  
今後の審査方法
- 資料：第1回資料 [PDFファイル／379KB]
- 記録：第1回記録 [PDFファイル／196KB]

#### 第2回 政治倫理審査会

- 日時：平成30年4月16日午後2時
- 場所：第1委員会室
- 内容：調査請求代表者からの事情の聴取
- 資料：第2回資料 [PDFファイル／54KB]
- 記録：第2回記録 [PDFファイル／223KB]

#### 第3回 政治倫理審査会

- 日時：平成30年4月27日午後1時30分
- 場所：第1委員会室
- 内容：杉本保喜議員からの事情の聴取
- 資料：第3回資料 [PDFファイル／51KB]
- 記録：第3回記録 [PDFファイル／284KB]

#### 第4回 政治倫理審査会

- 日時：平成30年6月5日午前10時30分
- 場所：第1委員会室
- 内容：政治倫理基準に違反する行為の存否
- 資料：第4回資料 [PDFファイル／52KB]  
追加資料 [PDFファイル／53KB]
- 記録：第4回記録 [PDFファイル／225KB]

#### 第5回 政治倫理審査会

- 日時：平成30年6月8日午後4時
- 場所：第1委員会室
- 内容：(1) 杉本保喜議員に対する弁明の機会の付与  
(2) 審査結果について
- 資料：第5回資料 [PDFファイル／53KB]
- 記録：第5回記録 [PDFファイル／167KB]

## 審査結果報告書

- 審査結果報告書 [PDFファイル／163KB]

### 措置

政治倫理審査会の審査結果を踏まえ、平成30年6月12日の本会議の場で、杉本保喜議員に対する議長からの注意及び杉本保喜議員からの謝罪が行われました。

#### このページに関するお問い合わせ先

##### 議会事務局

〒756-8601 山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号 庁舎3階

代表

Tel : 0836-82-1182

Fax : 0836-82-1186

✉ メールでのお問い合わせは[こちら](#)

YouTube

## 政治倫理審査会



平成30年4月9日政治倫理審査会

50回視聴

山陽小野田市議会  
2018/04/09に公開

チャンネル登録 38

## 政治倫理審査会

山陽小野田市議会 - 1/5



平成30年4月9日政治倫理審査会  
山陽小野田市議会  
30:28



平成30年4月16日政治倫理審査会  
山陽小野田市議会  
37:58



平成30年4月27日政治倫理審査会  
山陽小野田市議会  
1:03:36



平成30年6月5日政治倫理審査会  
山陽小野田市議会  
56:30



平成30年6月8日政治倫理審査会  
山陽小野田市議会  
17:35

[トップページ](#)[会議名でさがす](#)[議員名でさがす](#)[ことばでさがす](#)

## 映像配信 Webcast

**ライブ中継**

開催中の会議をご覧になれます。

[ライブ中継を見る](#)

現在、ライブ中継は行っておりません。

会議の日程は、議会ホームページの会期日程をご覧ください。

**録画**

過去に開催された会議をご覧になれます。

- |   |                                    |
|---|------------------------------------|
|  | <b>会議名でさがす</b><br>会議名の一覧から映像を選択します |
|  | <b>議員名でさがす</b><br>議員名の一覧から映像を選択します |
|  | <b>ことばでさがす</b><br>文字列を検索して映像を選択します |

バックナンバー(H23.12～H24.06)

## ご利用について How To Use

- ・この映像配信(映像および音声)は嬉野市議会の公式記録ではありません。
- ・Microsoft Internet Explorerの環境においては、「Windows Media Playerアドオン」が有効化されていないことにより、映像が閲覧できない場合があります。詳しくは「Windows Media Playerアドオンの有効化について」をご覧ください。
- ・録画は、ライブ中継終了後おおむね3日後(土、日、祝日を除く)からご覧いただけます。
- ・映像配信をご覧になるには、Microsoft社のWindows Media Playerが必要です。
- ・映像配信サイトは主なブラウザでご視聴いただけますが、Internet Explorerのご利用をお勧めいたします。
- ・映像配信を多数の方が同時にご覧になった際に、映像が正しく表示されない場合があります。
- ・各ページに記載の写真、音声、動画および記事等の無断転載を禁じます。
- ・詳細はこちらをご覧ください。

## お問い合わせ Contact

嬉野市議会事務局

〒849-1411

嬉野市塩田町大字馬場下甲1769番地(塩田庁舎)

TEL:0954-66-9127

FAX:0954-66-2887

E-mail:gikai@city.ureshino.lg.jp

当サイトのあらゆるコンテンツの著作権は、嬉野市議会が保有しています。無断複製や転載を禁じます。  
 Copyright(C) Ureshino City Assembly. All rights reserved.



\* サイトマップ \* お問い合わせ

背景色 標準 青 黄 黒

検索

文字サイズ 小 標準 大

トップページ

市民の方へ

事業者の方へ

市政・計画

観光・文化

## 市政・計画

オープニングページ > 市政・計画 > 会議公開関係 > 会議開催のお知らせ

### 市政・計画

- ♦ 嬉野市の概要
- ♦ 市長の部屋
- ♦ 市長のスケジュール
- ♦ 定例記者会見
- ♦ 市の計画について
- ♦ 市の財政について
- ♦ 人事・給与について
- ♦ 市交際費について
- ♦ 嬉野市表彰
- ♦ パブリックコメント
- ♦ 問合わせ窓口連絡先一覧
- ♦ 嬉野市合併の経緯
- ♦ 会議公開関係
- ♦ 審議会等一覧
- ♦ マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)
- ♦ 嬉野市 無料公衆無線LANサービス「bihada wifi」リニューアルオープン！
- ♦ 嬉野市 無料公衆無線LANサービス「bihada wifi」バナーアドを募集します！
- ♦ 市報うれしの
- ♦ 情報公開・個人情報保護
- ♦ 平成28年熊本地震支援情報

### 会議開催のお知らせ

#### 平成30年度第2回嬉野市政治倫理審査会

##### 日時・場所

- 平成31年1月21日(月) 16:00～
- 嬉野市中央公民館(塩田公民館) 2階 大集会室

##### 傍聴の可否

- 可

##### 傍聴の制限人数

- 20人(20人を超える場合は、嬉野市政治倫理審査会会長の許可により傍聴を認めることになります。)

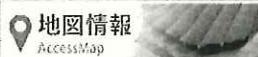
##### 担当課

総務企画部 総務課(塩田庁舎) 総務・文書グループ

電話 0954-66-9111

FAX 0954-66-3119

E-mail soumu@city.ureshino.lg.jp

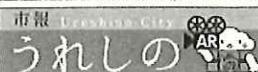


嬉野市議会

監査委員事務局

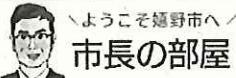
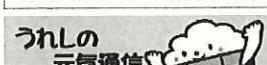
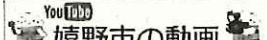
嬉野市例規集

申請書ダウンロード



# 嬉野市曲 「ふるさとの空よ」

作詞 / 作曲 佐藤 和哉


**もしものときは**
[休日当番医](#)
[小児時間外診療医](#)
[防災・災害情報](#)
**市役所情報**

**ようこそ嬉野市へ  
市長の部屋**
[市長のスケジュール](#)
[嬉野市の概要](#)
[行政視察のご案内](#)
[お問い合わせ一覧](#)
[施設一覧](#)
[施設予約状況検索](#)
[嬉野市カレンダー](#)
**教育委員会**
**嬉野市議会**
**監査委員事務局**
**嬉野市例規集**
**申請書ダウンロード**
**ご意見・ご要望**  
(のはんボックスWeb版)
 
 みんなで楽しく踊ろう！  
 ゆづくらん健康体操
 
 「こころの体温計」試してみませんか?  
 ストレス度・落ち込み度を  
 簡単チェック！
 
**緊急情報**
**緊急情報(防災無線)**

緊急時に掲載します。

**嬉野市防災情報**
**注目情報**

- 2019年01月11日 [会議開催のお知らせ](#) NEW
- 2019年01月07日 [平成31年度 社会文化会館\(リバティ\)一般利用者の受付について](#)
- 2019年01月01日 [市報うれしの1月号](#)
- 2018年12月27日 [平成30年度嬉野市職員【任期付職員】採用試験のお知らせ\(平成31年4月採用\)](#)

[注目情報一覧へ](#)
**こんなときは**


妊娠・出産



子育て・教育



健康・医療



障がい福祉



結婚・離婚



就職・退職



高齢者・介護



引っ越し

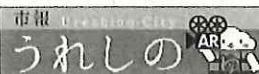

 し尿・ごみ・  
リサイクル


おくやみ

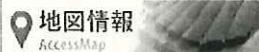
[分野別から探す](#)
**まちかどかわら版**

- 2019年01月10日 [第525回うれしのほっとステーション公開しました！](#) NEW
- 2019年01月07日 [平成31年度 社会文化会館\(リバティ\)一般利用者の受付について](#)
- 2019年01月07日 [よいこあつまれだより1月号](#)
- 2019年01月07日 [吉田を自転車で走ろう！](#)
- 2019年01月04日 [メンズクッキング教室参加者募集！\(2月22日開催\)](#)
- 2019年01月01日 [市報うれしの1月号](#)
- 2018年12月18日 [2019春 九州オルレフェスティバル](#)
- 2018年12月03日 [『FUNK THE MUSIC from BBBB』開催♪♪♪](#)

**広告バナー募集**

 バナ-広告募集中  
 120px × 30px


まちづくりに応援を...


**嬉野SIGHT**

佐賀県嬉野市の魅力発見メディア


**観光・文化**

九州オルレ・嬉野コース

Sightseeing 관광 (Eng/Kor)


 嬉野温泉  
観光協会  
Ureshino Onsen Town Tourist Association

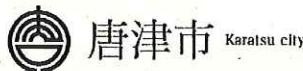
Tourism Association

관광 협회

旅遊 協會


**広川原キャンプ場**

 ウッドデッキで楽しむバーベキュー  
 が大人気！



ホーム > 市政情報 > 附属機関など > 唐津市政治倫理審査会 > 政治倫理審査会へ調査要請を行います

ツイート

いいね！ 0

更新日：2016年2月5日

## 政治倫理審査会へ調査要請を行います

### 政治倫理審査会への調査要請について

平成28年1月18日に請求がありました唐津市長等の政治倫理に関する条例による調査請求で寄せられた署名について、平成28年2月5日に唐津市選挙管理委員会が同じ条例の第4条第1項に定める有権者総数の100分の1以上の者の連署であることを確認しました。

これを見て、市長は、唐津市政治倫理審査会に対し、請求の内容についての調査を求めるようになりました。審査会の開催日程は、今後、各委員と日程を調整し決定いたします。

審査会の開催予定については、唐津市政治倫理審査会のページ（別ウインドウで開きます）に掲載する予定です。

### 署名の有効性の確認について

同じ条例の施行規則第3条第1項に基づき、平成28年1月18日に唐津市選挙管理委員会に対し、調査請求をした市民とその代表者が選挙人名簿に登録された人であるかどうかの確認を依頼し、平成28年2月5日にその選挙管理委員会から回答がありました。

### 確認した署名の内訳について

調査報告書に記載された最後尾の番号	2898
有効	2672
不備	148
無効	81
署名合計	2901

最後尾の番号と署名の合計の差は、請求者署名簿で番号が記載されていないものや記載された番号が重複している署名があつたため。

### 主な不備の理由

生年月日または住所の不一致など

### 主な無効の理由

重複、必要な項目が未記入など

### 問い合わせ

職員課

佐賀県唐津市西城内1番1号

電話番号：0955-72-9185

## 第1回唐津市政治倫理審査会開催結果

平成27年12月21日に開催した第1回唐津市政治倫理審査会の概要は次のとおりです。

### とき

平成27年12月21日（月曜日）16時00分から17時00分まで

### ところ

唐津市役所議会棟1階第2委員会室

### 出席者

### 委員

会長：村上英明  
会長職務代理者：池田宏子  
委員：碇宏八郎、井ノ口浩二、坂田あや子、塙本大助、戸川ヒサ子、原田孝則、松尾紀男

### 事務局

総務部長：岡本憲幸、総務部副部長：濱口智、人事研修係長：神田仁、給与係長：幸島英伸

### 議事

1. 会長選出
2. 職務代理者の指名
3. 審査会議事
  1. 特別職及び市議会議員の政治倫理に係る審査制度等について
  2. その他

### 会議概要・会議資料

- 第1回唐津市政治倫理審査会資料 (PDF : 335KB) (別ウインドウで開きます)
- 第1回唐津市政治倫理審査会概要 (PDF : 145KB) (別ウインドウで開きます)

### 問い合わせ

#### 職員課

佐賀県唐津市西城内1番1号

電話番号：0955-72-9185

嬉野市政治倫理審査会・吉田一穂会長様

## 村上大祐市長弁明書への疑義、指摘

2019年1月18日

宮崎誠一

「嬉野をよくする市民の会」代表  
宮崎誠一



佐賀県佐賀市中央本町1番10号二ユ  
一寺元ビル3階 佐賀中央法律事務所  
代理人弁護士 東島浩幸



佐賀県嬉野市塩田町五町田乙3328-2 杵藤法律事務所  
代理人弁護士 藤藪貴治  
電話 0954-68-0745  
FAX 0954-68-0876

村上大祐市長が2019年1月4日付で提出した弁明書に疑義を呈し、指摘していく（傍線は宮崎）。

**【村上氏弁明書】**村上市長が鬼橋正敏弁護士に作成させた弁明書の「第2 本案の弁明 1 認否・反論」において「調査請求書と説明会開催請求は、タイトルだけを変えて一方を他方に複写・貼付したものに過ぎず、その内容は全く同一である」

**【請求者側指摘】**共通する箇所が多いにせよ、内容や別添資料は異なっている。請求書に真摯に向き合おうとする姿勢が欠如しており、極めて遺憾である。

**【村上氏弁明書】(1)「2疑義の内容」ア「村上市長は…酒食をともにした。」**  
「村上大祐市長は神奈川県海老名市の『セグウェイジャパン』の試乗体験施設を視察した後、宿泊先への移動の車中、市職員[REDACTED]氏、同[REDACTED]氏から連絡が入り、在京の嬉野市出身者らが参加する懇親会に出席する予定であるから、市長も参加しないかと誘われ、飛び入りで参加することになった」

**【請求者側疑義】**①一介の市職員から「市長も参加しないか」と呼ばれ、飛び入り参加しているところにむしろ注目する。[REDACTED]氏の市役所内での立場が副課長という表面上の地位以上に強固であった証拠である。[REDACTED]氏が村上市長とアニメ制作関係者を引き合わせた格好であり、「今回は村上市長も皆様と顔合わせ出来たので、今後の動きもスムーズになることでしょう」【調査請求書別添資料3の2「茶師プロジェクトLINEのやり取り」】という言葉ががぜん重みを増してくる。今後の動きというのは、当然ながらLINEグループ名である「茶師プロジェクト(アニメ企画)」のことである。  
②在京の嬉野市出身者というが、今回の会食に在京の嬉野市出身者は何人いるのか。  
③懇親会と記載しているが、市長が会食するのであれば政治倫理条例及び公務員倫理規程を念頭に、出席の是非を判断すべきである。相手が誰かもわからぬ状況で参加を決めている時点で、公人としての自覚を全く欠いていると言える。

**【村上氏弁明書】**「本件会食当時、ライングループにおいて、アニメに係る具体的な企画は何ら検討されていない。したがって、会食の主催者らが『アニメ製作を企画する関係者』とは言い難い」

**【請求者側反論】**詭弁にすぎない。会食の主催者らは紛れもなくアニメ企画の関係者であることはLINEのやり取りから明白である【調査請求書別添資料3の2「茶師プロジェクトLINEのやり取り」】。

**【村上氏弁明書】**「主催者らがアニメ制作を企画しているとの説明は受けておらず、その認識すらなかった」

**【請求者側反論】**ならば相手方がいったいどういう人たちだと認識し、酒食をともにし、どのような記念写真に及んだのか。2018年10月4日の市長のFacebookには「市出身の方の紹介でアニメクリエーターなど各界の著名な方と会食をした」と明記している。相手方が利害関係者ではなく、会食が供應接待に該当しないという論拠はどこにあるか。村上市長の主張を裏付ける証拠は示されておらず、市民の納得がいく弁明とは到底言えない。

**【村上氏弁明書】イ「政治倫理条例第4条（1）…に抵触する。」**

「本条例4条1項は、その体裁が抽象的かつ包括的であることから明かなどおり、訓示規定であり、審査会が倫理基準違反を認定するための具体的な根拠規定は、原則として2項以下による」

**【請求者反論】** 訓示規定とは「各種の規定のうち、裁判所や行政庁に対する指示としての性格をもつにすぎず、それに違反しても行為の効力には影響がないとされるもの」であるが、贈収賄など犯罪に至らない政治倫理上の問題行為について網を掛けているのが政治倫理条例であり、抽象的かつ包括的であるのは、個別の事案について政治倫理審査会が審査し、判断するからである。1項を否定することは、政治倫理条例の根幹を否定するのと同義である。到底認められない。

**【村上氏弁明書】** 調査・審査は第1条の「その地位による影響力を不正に行使し、自己の利益を計ることがあったといえる場合に限定される」

**【請求者反論】** 鬼橋弁護士は独自の解釈論を展開しているが、断じて容認できない。そもそも政治倫理条例の目的を定めた第1条は「市政が市民の厳謹な信託によるものであり、その受託者としての市長、副市長及び教育長並びに市議会議員は、市民全体の奉仕者たる自覚と清く貴い志を堅持するものであるが、その地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることがあった場合に必要な措置等を定めることにより、市政に対する市民の信頼にこたえるとともに、市民も市政に対する正しい認識と自覚の下に公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。」とあり、公人に政治倫理上の高潔な行動を課し、市民にも受託者が規範に則った行動をしているか監視することを求

めている。つまり、市長に政治倫理上の問題行為があった場合、市民は政治倫理審査会などを通じて質せるという広義の「知る権利」を保障する意味を兼ね備えている。よって、弁明書にある解釈は、憲法で保障された市民の権利をも侵害することになるため、認めない。

**【村上氏弁明書】「同（2）…にも一部抵触する。」**

「その地位を利用して金品を受けたという事実もなければ、そのような認識もない」

**【請求者側反論】** 金品は受け取っていないとは言え、会員制のホテルで相手方の金銭負担を伴う酒食のサービスを受けていることが第2項に相当する。法的にも「対価」は金銭、物品の贈与のみならず接待、一席設ける、異性間の情交なども含まれる。政治倫理的に許される会食は市長（政治家）という立場に鑑み、国家公務員倫理規程より厳しく限定される。同規程では「20人以上が出席する立食パーティでの飲食物の提供」「会議での簡素な飲食物の提供」「私的な関係でのつき合い」とされ、そのいずれにも該当しない。従って、利害関係者からの供應接待については第2項が準用されると解すべきである。

**【村上氏弁明書】工「市長は…一切行っていない。」**

「村上市長の行為には、何ら倫理基準違反はないのであるから SNS の説明で十分である」

**【請求者側指摘】** 堂々と開き直っている記述に驚きを禁じ得ない。第2条「市長等及び議員は、市民の信頼に値する高い倫理義務に徹し、政治不信を招く公私混同を断ち、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合には、市民に対し、自ら進んで、その高潔性を明らかにしなければならない。」を踏みにじっている。市民が説明会を求めるゆえんである。

**【村上氏 Facebook 投稿】**

村上市長は1月10日13時28分、自身のFacebookに以下の投稿を行った。

1月9日に私自身の私的な会食について、第1回の政治倫理審査会が開かれま

した。私の代理人より弁明書を提出し、条例に抵触する行為は一切ないことを改めて主張いたしました。今後は公開で行われる審査会の場でしっかり説明責任を果たして参ります。

主張の要点は、①市費を投じてアニメ制作を行うことを検討した事実はない。また、会食相手もアニメ制作を具体的に検討していたかどうかも疑わしい。したがって会食の相手は利害関係者ではない②会食は参加者が持ち寄る形式で、私自身が常に携行している「うれしの茶」を参加者に配った。会食全体かかった費用はルームチャージを合わせても1人当たり9527円程度で、社会的儀礼の範囲を超える供應を受けたとはいえない③市長としての地位による影響力を行使した事実は一切ない—ということです。市のHPでも議事録が近日公表されます。

また、一部報道で、「市長説明会開催を却下」などと、あたかも私自身が市民に対して説明すること自体を拒否したとの誤解を与える表現もありましたが、公開で行われる審査会で私自身が出席して意見陳述をする機会があります。その場でしっかり説明をしていくことを再度強調させていただきます。

そもそも政治倫理条例に基づく「説明会」は、刑事事件として逮捕・起訴された首長や議員がなおもその職に居座る場合、市民が直接責任を追及する場として制度化されたものです。当然、私は逮捕・起訴をされておりませんし、そのような行為は一切ないので、「説明会」の開催が認められないと主張しています。また、「説明会」は嬉野市政治倫理条例においては市議の場合、議会議場で開催を要求することが可能です。これまでに、すべての議員から「説明会」を要望する発言は一切ありませんでした。最終的には審査会委員の判断で「説明会」の開催は適当ではないとの判断に至ったものです。

また、今回の件に関して匿名掲示板で私に危害を加えることをほのめかす、あるいは是認する内容の書き込みが行われています。警察にも相談し、適切な対応をいただいておりますが、対行政暴力は許されるものではありません。毅然とした態度で、なおかつ謙虚に真摯に市政運営にあたるとともに、市民の皆様に説明責任を果たしていきます。

**【請求者側指摘】**①まず「私的な会食」かどうかは審査会が判断することだ。すでに会食前までにアニメ制作を具体的に検討していたことは多くの物証から明白である。②参加者が持ち寄る形と言いながら、具体的な商品名や金額、数

量が示されておらず、酒食費用にも加算されていない。主張は写真とも一致しない【第2回審査会資料1「会食の無修正全写真、酒のアップ写真」】。③市長が携行している「うれしの茶」は交際費で購入した物であり、これを土産として譲渡したのであれば「私的な会食」とは言えない。当然「応分の負担」とも言えないだけでなく、あくまで「私的な会食」と主張するのであれば公金の不適切な支出でもある【第2回審査会資料2「市長交際費のうち贈答用お茶購入費】。

④9527円という金額は、招待者であるCG制作会社[REDACTED]の[REDACTED]社長が会場として無償提供した東京ベイコート俱楽部の最上級グレード客室「ロイヤルスイート」の購入費1710万円([REDACTED]氏申告)を全く考慮していない。同客室(年間12泊タイプ)の「定価」は税抜き2000万円【調査請求書・別添資料2「東京ベイコート俱楽部とは」】であり、1710万円ということは転売された物件を購入したということであろうか。いつ、どのように購入したのか、会社の経費なのか、私費なのか、本当にその金額なのか、陳述だけでは証明に足らない。

⑤公務員倫理規程で相手方が利害関係でない場合、「社会通念上相当」と認められる上限が1万円であるため、つじつまを合わせた机上の計算にすぎない。写真を見た市民が「社会的儀礼の範囲内」の会食だったと思うだろうか。そもそも、ルームチャージ(客室使用料)やルームサービスの領収証なども添付されておらず、事実の証明がなされているとは到底言えない。

⑥村上大祐氏に市長としての地位がなかったとして、今回の会員制ホテルでの会食に招待されたであろうか？ そんなはずはない。

⑦嬉野市政治条例における説明会位置付けは第11条に「有権者及び議員は、市長等又は議員が第4条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは（中略）市民に対する説明会の開催を請求することができる」と定められ、「刑事事件として逮捕・起訴された首長や議員がなおもその職に居座る場合、市民が直接責任を追及する場として制度化されたもの」ではない。嬉野市の政治倫理条例では説明会にそのような要件を課しておらず、市長の主張

は明文に反する。他市の条例を引き合いに出した指摘は全く当たらない。

却下は、説明会開催の請求代表者が議員だったことから、「請求の適格性を欠いている（資格がない）」とされたためである。説明会の開催要件が逮捕・起訴された場合に限るため（政倫審の審査において）「『説明会』の開催は適当ではないとの判断に至ったもの」では全くない。

⑧審査会が始まってなお、根拠を示さず Facebook での一方的な主張をやめない村上市長の姿勢は「謙虚かつ真摯」と言えるのか。とてもそうは思えない。村上市長は、第 1 回審査会で委員への辞令交付やあいさつをせず、市外への新年あいさつ回りに出掛けていた【第 2 回審査会資料 3「村上市長スケジュール】。Facebook への投稿と併せ、審査会を軽視している印象が拭えない。

#### 【村上氏弁明書】（2）「3 被請求者の反論」ア「村上市長…「東京ベイコート俱楽部」で酒食をともにした。」

「但し、主催者らが具体的計画性をもって、市に対し予算を伴うようなアニメ制作を企画しているとは言い難いし、被請求者（村上市長）にもそのような認識はない。」

【請求者側反論】事実とは認められない【調査請求書・別添資料 3 の 2 「茶師プロジェクト LINE グループでのやり取り」、同 3 の 3 「関係者の情報」、同 4 の 1 「アニメ『茶師プロジェクト』制作企画サイドの構想」、同 4 の 2 「茶師風呂プロジェクトプレゼン資料】。村上市長は 10 月 4 日 16 時 25 分の Facebook への投稿の中で「画像（写真）については、（嬉野）市出身の方の紹介でアニメクリエーターなど各界の著名な方と会食をしたものです」【調査請求書中に転載】と公表しており、認識がなかったという主張には無理がある。酒食をともにし、あのような記念写真を撮るような状況において、相手方がどのような職業・立場の者であるか、何の紹介もないままだったというのであろうか。常識的に考えられない。

#### 【村上氏弁明書】イ「会食の様子は・・・両氏はそのまま宿泊した。」

「グループのメンバーの 1 人が、請求者側に写真をリークした」

**【請求者側反論】** 指摘は看過できない。勇気を振り絞っての公益通報である。しかも、手順を経ている。まず2018年9月初めに、総務省が委託するサポートデスク【第2回審査会資料4「サポートデスク相談窓口】のメールフォームから相談、9月7日に担当者から折り返し電話の電話をもらっている。やり取りの中で9月10日に会食の写真やラインのやり取りの一部を通報した【第2回審査会向け資料5「サポートデスクとのやり取り】。しかし、サポートデスクは「市長接待の疑い」という問題を取り扱うことはできず、[ ]議員らに相談したという経緯がある。以上のように公益通報であり断じて「リーク」ではない。

**【村上氏弁明書】** 「被請求者（村上市長）の撮影時の格好（手のひらに載せた気泡風呂の泡を吹く）は、撮影者から促され、戯れに応じたものである。」

**【請求者側指摘】** いずれの写真も公人の姿としては眉をひそめざるを得ない絵面である。市職員から呼び出され、何の疑問もなく会員制ホテルに足を踏み入れ、初対面の相手から平然と酒食のもてなしを受けた挙げ句、リクエストに応じてあのようなポーズを取ったというのか。この写真を見たら市民はどう思うであろうか。

政治倫理条例の第2条「市民の信頼に値する高い倫理義務に徹し、政治不信を招く公私混同を断ち（後略）、第4条(1)「市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」にそれぞれ反していることは明白である。

建設・新幹線課の[ ]副課長、[ ]主査が東京ベイコート俱乐部に宿泊したことを認めた点は大きい。2人は出張に際しホテル付き航空券を利用しておらず、本来の宿泊場所は当然「会員制ホテル」などではない。村上市長は、市職員の明白な公務員倫理規程違反を黙認しており、トップとしての監督責任も厳しく問われる。ところが、一緒に「戯れ」ているというのであるから、開いた口が塞がらない。

**【村上氏弁明書】ウ「この会食では、…宿泊するにはルームチャージが必要となる。」**

**【請求者側反論】**まず、[REDACTED] 氏を [REDACTED] と誤った点をお詫びする。東京ベイコート俱楽部での入室・宿泊に際しては以下の点を考慮しなければならない。①ロイヤルスイート（発売時価格税抜き 2000 万円）を購入した者からの紹介が必須で一般人は決して立ち入れない②ルームチャージがイコール「ホテルコスト」ではない。部屋の購入費は当然「会場費・宿泊費」に加味される。購入に当たっては登記費用、不動産取得税がそれぞれ約 10 万円、固定資産税約 4 万円かかり、毎年、年会費二十数万円、固定資産税約 4 万円を要する。[REDACTED] 氏の場合は新規購入ではなく、転売された部屋を購入したようであるが、毎年のコストは同等である③東京ベイコート俱楽部のロイヤルスイート（120m<sup>2</sup>）を同等の客室と比較すると「ペニンシュラ東京」のジュニアスイート（116m<sup>2</sup>）、「リッツカールトン東京」カールトンスイート（120m<sup>2</sup>）いずれも二十数万円程度であり「社会通念上相当」を超えた会場だったことは歴然としている。

**【村上氏弁明書】エ「アニメ企画を発案したのは…室長らと共有した。」**

[REDACTED] 氏の嬉野訪問についても争わないが、これはアニメ制作とは関係がない仲間内の旅行である。」

**【請求者側反論】**事実と異なる。[REDACTED] 氏は [REDACTED] 氏を伴い嬉野市を訪れ、著名漫画家をカリスマ茶農家（茶師）である [REDACTED] 氏（「嬉野創生機構」取締役）と引き合わせている【調査請求書・別添資料 3 の 2 「茶師プロジェクト L I N E グループでのやり取り」、同 3 の 3 「関係者の情報」、第 2 回審査会資料 6 「4 月の嬉野訪問写真」】

**【村上氏弁明書】**「メンバーによるラインのやり取りは、一見して分かるとおり、雑談の域を超えておらず、アニメ制作についての具体的で真摯な話し合いは一切なされていないことが分かる。」「『茶師プロジェクト MTG 議事録』の内容を見ても、構想段階における意見交換、情報交換に過ぎず、見積書やその作成の基礎となるような費用の算定等もなされていないとからすると、市に対し予

算を伴うような提案ができる程度まで計画が具体化していたとは言い難い。」

【請求者側反論】いずれも事実と異なる【第2回審査会向け資料7=別添資料4の1「アニメ『茶師プロジェクト』制作企画サイドの構想」の黒塗りを外したもの】。

アニメの場合、キャラクター設計など企画初期の段階から相当額の費用が必要とされ、スポンサーを多く集める必要がある。発案者の[REDACTED]氏を中心に、構想を実現しようと精力的に動いており、提案も活発になされている。何より参加しているメンバーに資金力や制作力、豊富な人脈がある。温泉を擬人化したご当地アニメを制作している会社の社長も意欲を見せており、雑談の域をはるかに超えている。

企画の素案を話し合った議事録には概算金額が記載されているだけでなく、「嬉野は役所からOKもわないと駄目。役所(建設・新幹線課)→[REDACTED][REDACTED]君の会社(「嬉野創生機構」)。[REDACTED]君には話している。進めておいてと言われているので進めている状態」「ベストは[REDACTED]君の会社に出資してもらってこっちに流してもらうこと」「市の方でプロット制作の予算がどれくらい取れるのか。」「[REDACTED]君の会社を使って進めることは可能か(資金を銀行から借りる際に使わせてもらうなど)」。市から金銭面を含めての支援を前提に、嬉野創生機構と連携して事業を進めようとしたことが明記されている。

【村上氏弁明書】オ「また、6月に…プレゼン資料も送付されている。」「アニメ制作に係る具体的な内容はこれら記載されておらず、また、同資料が嬉野市に対し提案された事実さえなく、内部的資料に過ぎない。」

【請求者側反論】事実と異なる。LINEグループ、Google Drive(クラウドサービス)で共有されており、[REDACTED]副課長、[REDACTED]代表ともリアルタイムで提案内容を知る立場にあった。アニメによる地域おこしは一般化しつつあり、最近では「ゾンビランドサガ」が話題を呼んだ【第2回審査会資料8「ゾンビランドサガ」】。ご当地アニメを手がけている制作会社が参画している点を重視すべきである【調査請求書・別添資料3の3「関係者の情報」】。

**【村上氏弁明書】カ 「[REDACTED]さんらが…負担した。」**

[REDACTED]氏によると、4月の嬉野市訪問の際の旅費、宿泊費、飲食費等の会費は全て参加者自身が負担している。ただ、一旦[REDACTED]氏が立て替え、[REDACTED]氏が参加者から会費を集め、[REDACTED]氏に預け、[REDACTED]氏から[REDACTED]氏に振り込まれたとのことである。」

**【請求者側指摘】**振り込みを示す証明を提出していただきたい。6月の訪問の際の費用負担を含め事実の証明を求める。4月の訪問において、当初は訪問者の負担と想定していたが、嬉野創生機構の[REDACTED]代表が同社で負担することを明言している【第2回審査会資料 9 「[REDACTED]副課長と協力隊員のやり取り」、同 10 「[REDACTED]代表と協力隊員のやり取り」】。

**【村上氏弁明書】キ 「6月には…繰り返し発言したという複数の証言がある」「開始から2ヶ月を経ない同年6月の時点で、市に対し予算の提案が可能な程度にまで計画が具体化していたとは考えがたい」**

**【請求者側反論】**先述したようにアニメ制作はプロットの段階からコストがかかるため、企画・制作者側にとって資金集めが最初にして最大の課題となる。着想からの経過時間は関係なく、ある程度固まれば企画を進めることができる。

実際に[REDACTED]副課長は漠然とした事業であっても、嬉野創生機構などへ単一随意契約で発注を繰り返しており、直近では平成29年度決算、平成30年度6月補正予算に実績がある【第2回審査会資料 11 「[REDACTED]副課長が通した予算」】。

6月補正予算に至っては、議会で可決された6月21日より前の日に「今年度の契約内容」を嬉野創生機構の[REDACTED]代表に送付し、「新幹線開業に向けたプロモーション」として730万円の予算を付けている。[REDACTED]副課長から[REDACTED]代表に送付された計画案は十分に「具体化」されたものとは言えない【第2回審査会資料 12 「[REDACTED]副課長と[REDACTED]代表のやり取り」、同 13 「[REDACTED]副課長が[REDACTED]代表に送った事業案」】。

そもそも、公共事業として正規の発注手続きを明らかに逸脱しており、嬉野市役所において公務員倫理のみならず法令遵守がないがしろにされてきた明快な証左である。東京ベイコート倶楽部での会食は、一連の流れを十分踏まえて審査されるべきであり、村上市長は監督責任についても政治倫理上の責任を問われている。

**【村上氏弁明書】**「実現可能性も不確かな構想段階の企画に対し、市職員から予算の話が出るはずがない。」

**【請求者側反論】**事実に反する。同行した [REDACTED] 2 人は、[REDACTED] 副課長が「企画どんどん進めましょう。予算何でも通します」という趣旨の発言をしていたと証言している ([REDACTED] 1 陳述書、同 2 陳述書)。

**【村上氏弁明書】**「また、[REDACTED] 氏には、アニメ制作につき市の予算を左右できるような権限はない。」

**【請求者側反論】**事実に反することは既に述べた。

**【村上氏弁明書】** ク「7月9日の東京ベイコート倶楽部での会食・宿泊は…アニメ企画の打ち合わせを行うというのが目的で村上市長も参加した」

「本件会食は、アニメ企画とは関係のない前記嬉野ツアーのメンバーらを主体とする仲間の懇親会である。」

**【請求者側反論】**事実に反する。

**【村上氏弁明書】**「同年7月頃、[REDACTED] 氏と[REDACTED] 氏が出張のため上京するとの連絡が入ったため、[REDACTED] 氏ら嬉野ツアーのメンバーが、案内をしてくれたお礼を兼ねて、[REDACTED] 氏との懇親会を企画した。」

**【請求者側指摘】**事実と異なる点がある。両氏の出張目的は村上市長を伴ってのセグウェイジャパンの視察であり、[REDACTED] 氏や[REDACTED] 氏が同行している。招待した[REDACTED] 氏らが嬉野市との関係構築に期待していたことは否定しがたい。

**【村上氏弁明書】** ケ「一連の経緯を踏まえるならば…疑う余地はない。」(ア)  
**利害関係者でないこと**

「もともと、被請求者（村上市長）の参加は予定されていなかったのであるから（ライン上の参加者リストに被請求者の名は挙がっていない。）、被請求者に対し提案を行うという目的など初めからなかつたはずである。」

**【請求者側反論】** 意味がない指摘だ。結果として酒食をともにしている。  
副課長の「今回は村上市長も皆様と顔合わせ出来たので、今後の動きもスムーズになることでしょう」のメッセージの通りである。アニメに限らない利害関係を結んだ会食だったと言える。実際、[ ] 氏は [ ] 氏を通じて村上市長と意思疎通を図れる関係になっており、「顔合わせ」の効果が早速現れている【第2回審査会資料 14 「村上市長とメッセンジャーでやり取り】。

**【村上氏弁明書】** 「つまり、本件会食の参加者らは、嬉野ツアーの同好会メンバーであり、市に対し、予算の支出を伴う委託契約の締結や企画提案ができるような実態もなければ具体的な意図もないのであるから、『利害関係者』とはいえない。」

**【請求者側反論】** 事実に反しており、認めない。根拠は既に示した。

**【村上氏弁明書】** 「また、本件会食では、被請求者が同日に視察をしたセグウェイや参加者の職業の話題が中心であり、アニメ制作の話は話題にも上っておらず、アニメの企画提案などなされていない。」

**【請求者側反論】** 最初から「アニメ」の具体的な打ち合わせをする場でないことは当然だ。先に述べたように「顔合わせ」という目的が果たされており、それで十分だった。

[ ] 氏および[ ] 氏がセグウェイ視察に深く関係しており、村上市長が参加者の職業を認識していたことを重くみる【第2回審査会資料 15 「セグウェイ視察に同行」、同 16 「セグウェイ視察写真】】。市長自身が「アニメクリエーターなど各界の著名な方と会食」と投稿しており、覆せない。

**【村上氏弁明書】（イ）社会的儀礼の範囲を超える供応を受けていないこと**

「被請求者（村上市長）も、[REDACTED]氏から、視察後の移動中に、お台場のホテルでの「部屋飲み」で飲食物は各自持ち寄りの懇親会があるから、参加しないかと誘われた。」

**【請求者側反論】** 移動中の市長に対する携帯電話での連絡であるはずなのに、極めて不自然な文言であり、真偽を疑う。村上市長はセグウェイジャパンで[REDACTED]氏と[REDACTED]氏（＝嬉野市出身者）と一緒にになっており、10月4日のFacebook投稿では「市出身の方の紹介でアニメクリエイターなど各界の著名な方と会食をした」とある。会食への招待が移動途中に市職員から電話を受けたからという主張は破綻しているのではないか。

**【村上氏弁明書】** 「その後、東京ベイコート倶楽部の名称を知らされ、自らタブレット端末で検索し、1人で電車に乗りホテルに到着した。到着後、初めて会場がホテルの一室であること、比較的ランクの高いホテルであることを認識した。」

**【請求者側反論】** さらに不自然である。東京ベイコート倶楽部と検索すればどのようなホテルか表示されるはずで、先の連絡で「部屋飲み」と伝えられているなら、会場は当然一室であろう。一般人が入れないホテルであり、仮に「懇親会」だとしても、引き返すとともに、市職員2人にも退去するよう命じるのが市長のあるべき姿ではないのか。

**【村上氏弁明書】** 「請求者（村上市長）は、予め視察先に配布するために持参していた嬉野茶5、6点を参加の対価として提供した。持参した嬉野茶は、自ら購入したものが2、3点、嬉野市内の販売店や工場からPR用としてもらったものが2、3点である。」

**【請求者側反論】** 事実とは思えない。市長が携行している「うれしの茶」は交際費で購入した物であり、「応分の負担」と言えないだけでなく、公金の不適切な支出でもある【第2回審査会資料2「市長交際費のうち贈答用お茶購入費】。視察先に配布するお茶を私費で買うのか。証明がなければ事実とは認められな

い。

**【村上氏弁明書】**「参加者は、全員で 11 名であり、各自、ペットボトルのお茶、ワイン、シャンパン、日本酒、ビール、酎ハイ等を持ち寄っていた。被請求者（村上市長）は、参加者に対し、嬉野茶を手渡し、参加者が持ち寄った酒類を口にしたが、[ ] 氏が注文したオードブルには殆ど手を付けていない。」

**【請求者側反論】**持ち寄った酒の銘柄などは写真で明らかになっているが、これを会食費に換算していない。オードブルにどの程度手を付けたかは、もてなされた事実に関係ない。

**【村上氏弁明書】**「[ ] 氏は、東京ベイコート倶楽部の共有持分権を 1710 万円で購入」

**【請求者側反論】** 1710 万円で購入しているのが事実だとして、そのコストを完全に度外視した計算式は全くナンセンスである。

**【村上氏弁明書】**「**【計算式】** 4 万 3200 円 + 3 万 1050 円 × 2 点 ÷ 11 名 = 9527 円。」

**【請求者側反論】** 本気でこの計算式で事足りると思っているとすれば、笑止と言わざるを得ない。

**【村上氏弁明書】**「被請求者（村上市長）の滞在時間が僅か 4 時間程度」

**【請求者側指摘】** この記述には恐れ入る。会員制ホテルで 4 時間も酒食をともにしていることを堂々と宣言しているからだ。

**【村上氏弁明書】**「会場が自宅である場合と何ら異ならないものといえる。」

**【請求者側反論】** 牽強付会もはなはだしく、もはや代理人もしくは村上市長は詭弁家としか思えない。

## 【村上氏弁明書】2 結語について

「被請求者（村上市長）には何ら倫理基準違反はない。このことは、請求者らにおいて、グループメンバーのライン上のやり取りや作成された資料の具体性の欠如、同資料が外部に表示された形跡がないことから、容易に推測できたことである。」

【請求者側反論】 いずれも事実と異なる。根拠は既に述べた。

【村上氏弁論書】「にもかかわらず、本請求に及んだことは、事実の調査と理解が杜撰としかいいようがない。」

【請求者側反論】弁明書および陳述書について、そっくりそのままお返しする。

【村上氏弁明書】「なお、被請求者は、市民の代表者による適正な手続に則り請求され、開催される審査会の調査・審査に対しては、真摯に対応し、倫理基準違反がないことを弁明する意思があるが、本請求は、前記のとおり、請求代表者適格を欠く者らが行った条例違反の請求である。よって、審査会の委員においては、まずこの点を明らかにされた上で、本案につき審査されたい。」

【請求者側指摘】 本案前の弁明をなぜ本案の弁明で繰り返すのか。審査会が開催された場合でも請求代表者が不適格者なので真摯に対応し弁明する必要はないという言い訳のための記述であり、村上大祐氏の政治姿勢を大いに憂える。自らの条例違反を顧みず、署名した市民や内部告発者を敵視し続ける態度は、真摯でも謙虚でもない。以下、新たな証拠を提出する。

①村上市長は 2018 年 9 月 14 日に議員らと会談した際、東京ベイコート倶楽部での会食や嬉野創生機構との不適切な受発注について認めていた【第 2 回審査会資料 17 「村上市長の当初の対応」】。②これに関連し、[ ] 代表が見積書などの書類一式を [ ] 副課長に作成してもらったことを認める発言録【第 2 回審査会資料 18 「[ ] 代表が問題を認める発言」】も提出する。

③さらに会食について公益通報した [ ] に証拠・証言を撤回さ

せようと工作したこと【第2回審査会資料19「通報者に証拠撤回を迫る工作」】、市総務課ぐるみで証拠隠滅を図ろうとした経緯を明らかにする【第2回審査会資料20「総務課ぐるみの証拠隠滅】。

事務局には中立性がなく、これまでの経緯から通報者らの秘密を漏洩する可能性が極めて高い。従って、会長におかれでは、本文・資料とも事務局を介さず複写・配布を行っていただくようお願い申し上げます。

# 陳述書

## 1 経歴

私は、[REDACTED]といい、[REDACTED]生まれの[REDACTED]歳です。

現在は、地域開発サービスを行う株式会社[REDACTED]の共同創業者であり取締役を務めています。

## 2 平成30年6月24日、25日、嬉野市内にて、アニメ制作会社関係者らと[REDACTED]氏とのプロレス興行企画に関する会話について

平成30年6月24日、25日にアニメ制作会社天狗工房の代表取締役である[REDACTED]氏、[REDACTED]氏の友人である[REDACTED]氏、[REDACTED]氏の上司である株式会社ハイドの[REDACTED]氏の三名が嬉野市を訪れました。それに対して嬉野氏側は当時嬉野市まちづくり推進室長であった[REDACTED]氏、建設・新幹線課主査であった[REDACTED]氏、[REDACTED]でありながら株式会社嬉野創生機構で就労させられていた[REDACTED]さんと[REDACTED]の4名が視察先への案内や夜の飲食の接待などの対応をいたしました。

6月24日の夜は、[REDACTED]氏の誕生日だったので、ケーキを買ってきてみなで祝いました。  
(ここのみ私、同席していません。)

翌25日は、お茶農家の[REDACTED]天茶台を視察しました。[REDACTED]氏が現役のプロレスラーであったことから、次のようなやりとりがありました。

[REDACTED]氏／「ここでプロレス興行をできないか」

[REDACTED]氏／「いくらだったらプロレス団体を呼べますか」

[REDACTED]氏／「相場は300万円、最低で100万円です」

[REDACTED]氏／「意外と安いものですね」

もっともここでは場所が狭いので無理だろうという話になりました(笑)。

その時に遠方に工事中の新幹線嬉野温泉駅(仮)が見えたので、「工事中の新幹線駅でプロレス興行できたら面白い」という話になり、新幹線の駅に向かうこととなりました。

新幹線の駅は工事中で一般人は入れない様子でしたが、[REDACTED]氏が率先してみなを新幹線のレールが敷かれる場所まで案内しました。その時は管理者である鉄道運輸機構の承諾をとっておらず、ヘルメットも被っていなかったため、本当に入って大丈夫か若干心配でした。

ツアーワークは、新幹線駅周辺を歩きながらプロレスのリングを張る場所や観客席を設置できる場所を探し、みんなで一定程度のプロレス興行のイメージを共有する作業をしていたところ、[REDACTED]氏は「ここならやれますよ」「予算を通しますよ」「(企画を)なんぼでも通しますよ」とプロレス興行に積極的な対応をするとの発言を繰り返し、「プロレスの試合中に謎の覆面レスラーが乱入したもののボコボコにやられてマスクをはぎ取られたら村上市長だったら面白いですね」と冗談まで飛ばしていました。

当日はプロレス興行開催の具体的な話までには至りませんでしたが、[REDACTED]氏ら一行と[REDACTED]氏と[REDACTED]氏との間では、天狗工房を通して何らかの企画をさせる合意には至っていたようでした。

### 3 最後に

(1) 今回の東京ベイコートでの接待疑惑に関連して、村上市長に言いたいことがあります。私は平成[REDACTED]年[REDACTED]月より、知り合いだった[REDACTED]氏に「一緒にまちづくりの仕事をしないか」と誘われて、株式会社嬉野創生機構で働くこととなりました。その時の給料は[REDACTED]として国が嬉野市に支出した補助金から出ており、嬉野創生機構が私の給料を負担することはありませんでした。

また嬉野市が定めていた[REDACTED]の就業時間は、週30時間、一月120時間程度であったにもかかわらず、[REDACTED]氏は私に毎日深夜までの超過勤務を命じ、平均して月180時間前後、多い時には月280時間もの残業をさせました。その残業代は一切支払われていません。

同じく[REDACTED]として嬉野創生機構に派遣され、私と一緒に働いていた[REDACTED]さんも、私と同様に深夜まで長時間労働させられ、そのときの残業代は一切支払われていません。

長時間労働が続き、心身にも異常が出てきたのでこのままでは体がもたないと思い、平成30年8月18日に嬉野創生機構の事務所があるレンマで[REDACTED]氏、[REDACTED]氏の二人に対して「嬉野創生機構から独立して、嬉野市で農業サービスの起業をしたい」と相談しました。

すると[REDACTED]氏から「嬉野市内での農業サービスの起業は許さない」「もっとも東京か仙台（嬉野に来る前に住んでいた都市）で起業するなら、事務所転居費用等の費用は私が負担する」と言われ、悩んだ末に「[REDACTED]氏と[REDACTED]氏に目を付けられては嬉野市での起業はできない」と諦めて、嬉野創生機構を辞めて東北の仙台で友人と農業サービスの会社を起業することとしました。

事務所の移転に当たっては、100万円を超える費用が発生し、私が全て立替えていますが、未だに[REDACTED]氏はその費用を払ってくれていません。

私は嬉野市から雇用されていた[REDACTED]として、嬉野市から嬉野創生機構に派遣され、平均月180時間前後の未払い残業をさせられ、退職の条件であった事務所移転費用まで立替えさせられています。

村上市長は国からの補助金をもらって地域おこし協力隊2名を雇ったにもかかわらず、地域おこし協力隊の制度趣旨に反して、単なる一民間会社である嬉野創生機構に派遣し、もっぱら民間企業の業務をさせていた者として、[REDACTED]さんと私への違法労働、未払い残業代につき責任を取ってもらいたいです。

(2) 東京ベイコートの接待の時には[REDACTED]氏も[REDACTED]氏もその場にいました。村上市長は、[REDACTED]氏と[REDACTED]氏が親密な関係にあり[REDACTED]氏が[REDACTED]氏の友人である[REDACTED]氏を通じて天狗工房に

仕事を発注させようとしていたことは、上記の6月のツアーでのやりとり、及び市長の立場で接待の場に参加していた以上、当然にわかっていたはずだと思います。

以上、間違いありません。

平成31年 / 月 / 日

氏名 [REDACTED]

# 鑑定意見書

2019年1月14日

嬉野市政治倫理審査会長  
吉田一穂様

同市総務企画部総務課長  
永江松吾様

福岡市城南区ヒヤマ 2-14-19  
九州大学名誉教授

斎藤文男

今般の貴市政治倫理条例の運用とめぐる紛糾につき、  
藤森貴治弁護士の依頼により鑑定意見書を提出する。

議員が政治倫理審査会の調査請求の代表者と見ていいことについて。

(1) 調査請求権は、本条例の適用対象者と除く有権者住民が有し、議員にはない。したがって、議員は請求の代表者はむかが請求に連署することもできない。

そもそも審査会の調査請求は、住民による市政監視の制度だ。にもかかわらず、審査の対象となりうる者に調査請求を認めれば、第三者権利としての審査会の権威と公正性が損なわれるばかりか、議会内や議会対首長の政争の具に利用されかねない。現にその実例は多い。そのため、有権者のみとに括弧書きで、「市民等及び議員と除く」と明記する条例もある。

また、法理上からみても、議会は執行部の不正・不当を追及する権限と責任をもつ。そのために、議員は議場で質問し、情報開示を求め、100名委員会を設けて事態を究明するなどの手段が地方自治法で保障されている。議員はこうした自らの権限により行政監視の役割を果たすことができる。ところが、この議会の行政監視が機能しないからこそ、住民の調査請求が必要となるのだ（詳しくは拙著『政治倫理条例のすべて』P.64~65、P.138~139を参照）。

以上の理由から、本件の調査請求を不受理とすることは適法である。

(2) しかしながら、請求の代表者を議員としたことは請求者の法的無知ゆえで、請求者を責めることはできない。この点は、請求を受理した市総務課の失態こそ責められるべきだ。ともあれ、これは調査請求の手続上の瑕疵にすぎず、署名の効力を失うものではない。

本件の場合、市は請求をすぐに受理し、署名が署名の有効・無効を審査し、署名が法定数（有権者の100分の1以上）を満たしていると確認した。したがって、請求者は手続上の瑕疵を補正し、住民と代表者として請求書を出し直せば足り、すでになされた措置は有効である。

(3) 本件請求はすぐに受理され、審査会の審査が開始

されているから、請求書の補正、再提出は不要とする向きがあるかも知れぬ。しかし、今後の条例の適正を運用を図るためにも、補正した請求の再提出を受理がなされるべきであらう。

この事務処理は、もっぱら総務課がすべきことと、議会をやすらやすものではまい。手続上の瑕疵を見逃し、その補正を求めて前に請求を受理したのは総務課の事務処理上のミスだ"からだ"

(4) すお、調査請求の代表者の資格とも関連して、政治倫理条例の調査請求と地方自治法上の住民の直接請求を同趣旨と解する誤解が見受けられるのか? この点を正しくお。

两者はいずれも住民による請求だが"その目的・手続・効果はまったく異なる。すなわち、地方自治法の直接請求は、直接民主制(議会制民主主義)を補完する住民の政治参加の権利であるのにに対して、政治倫理条例の調査請求は、政治の不正・腐敗による条例違反の審判を求める住民の権利だ"。

そのため、地方自治法の直接請求は①条例の制定・改廃、②議会の解散、③議員・首長等の解職、④事務監査の請求に限られ、手続や書式の定めも厳しく、これに違反すれば"請求を受理されず、罰則さえある。たとえば①については、請求の代表者は届け出で証明

書の交付を受け、署名集めの委任者も表示したうえで、~~並~~は  
の様式の署名簿に連署し、しかも署名期間は1ヶ月以内  
に限られ、署名数は有権者住民の50分の1以上を要する。  
これらの要件を欠くときは、請求は無効となり受理され  
ない。これほど要件が厳いのは、直接請求が直接  
民主主義の原則のいわば例外だからだ。

しかし、政治倫理条例の調査請求はこれと異なり、  
条例違反の審判を求めるものだから、その手段は一  
地方自治法の目的に背反せず、規制の手段・方法が  
合理的であるかぎり一条例で自主的に定めること  
ができる、その手段の瑕疵により直ちに無効となるこ  
とはない。いいかえれば、地方自治法の直接請求  
の諸規定が調査請求に適用まいし専用されるこ  
とも、類推解釈されることもありえない。ちなみに、  
直接請求では、議員のほか公務員の連署も禁じ  
られている。

(5) いうまでもないが、調査対象者は審査会に補佐人  
を同伴できず、まして代理人弁護士の弁明書をもって  
出席に代えることは許されない。審査会は、調査対  
象者本人の弁明と調査請求の代表者の意見陳述を  
聴取することによって、審査の公正を期することが可能  
によるからだ。

## 2 政治倫理基準について

- (1) 本条例4条1項1号の規定は、市長等・議員が遵守すべき政治倫理基準の一項目を示す。したがって、これは以下の規定に対する原則的・総則的規定であるが、専ら努力規定や訓示規定ではなく、明確な禁止規定であって、その違反には法的効力を伴う。
- (2) 同号は「市民全体の代表者として品位と名誉を損するようす一切の行為」を禁じている。これは職務との関連の有無を問わず、私人にてなされた社会的信用毀墜行為を含む。たとえば、セフハラ、傷害、賭けマージャン、暴力団員との飲食等も含まれ、その適用例もある。
- (3) また、同号は「職務に関する不正の疑惑を持たれるおそれのある行為」を禁じている。禁じられるのは不正行為自体ではなく、その疑惑を持たれるおそれのある行為だとして、疑惑の疎明資料を添えて審査会の調査請求をすることができる(8条1項)。不正疑惑行為には、業者の供述や慰安旅行等の特行と受け取ることを含む。なお、本件には國家公務員倫理法・同規程が適用されず、その「利害關係者」の概念と本号の解釈に準用することもできない。前者は一般の行政倫理の確保を目的とし、後者は特別取扱の政治倫理の確保を目的としているからだ。

### 3 立法の過誤について

本条例には立法上の誤りがある。その2点を付言し

ておく。

(1) 審査会の調査請求事由と説明会の開催請求事由を同一にしたこと

これは、説明会の制度（問責制度）をまったく理解していないための立法の過誤だ。

問責制度は、政治倫理条例第1号の「市条例」(1983年)以来、どの条例にもある。その導入のきっかけとなったのは、一議員が収賄罪で一審有罪判決を受けたにもかかわらず、居座ったため、怒った市民は辞职を求めたが、議会が握りつぶしにという事件だった。だから、初期の条例では、説明会の開催事由は収賄罪に限られていたが、その後「手続関連法」からに刑事犯一般に拡大された。

同時に、開催請求の時点も一審有罪判決後から、起訴後、さらに逮捕後に前倒しされた。刑事犯の容疑者は市民の代表にいさわしくなく、政治家の立件は裁判で有罪となる確率が高いうえに、収監されれば取扱に支障をきたすからだ（問責制度については、前掲書p.68～73, p.140～145を参照）。

ところが本条例は説明会の開催請求事由を、審査会の調査請求事由と同じく、政治倫理基準違反の疑いとしている(11条1項, 8条1項)。その結果、同一事案につき、2つの請求が同時にまとられる状態を招いた。これは、条例のくり方を誤ったせいだ。

この点は、条例を改正する必要がある（前掲書のモデル条例を参照）。

## (2) 審査会の調査請求に連署を要件としたこと。

この調査請求権は、主権者の「知る権利」にもとづくものだから、1人でも行使できる。この点は、情報公開法や同様例による情報開示が1人でもできるのと異ならない。大方の条例はそう定めており、本条例が異例なのだ。

ただ、調査対象者の政治的情勢に配慮し、根拠もないうやさしいによる請求を防ぐため、請求に「陳明」資料の添付を義務づけている。陳明とは、条例違反の確たる「証拠」ではなく、疑いをもつのはもっともだと認められる程度の説明資料をもって足りる。違反の立証は、審査会における調査対象者、請求者、担保者の証言・陳述にもとづき審査会が条例違反の有無を判断する。

## 4 総括

今後の混乱は、本条例のつくり方に過誤があるうえに、その解釈運用を誤ったことに起因する。たとえ運用を是正しても、同様の混乱は今後も生じる。本条例自体の改正が必要だと考える。

以上

嬉野市政治倫理審査会・吉田一穂会長様

## [REDACTED] 氏陳述書における疑問点等

2019年1月18日

宮崎誠一

「嬉野をよくする市民の会」代表

宮崎誠一



佐賀県佐賀市中央本町1番10号二ユ

一寺元ビル3階 佐賀中央法律事務所

代理人弁護士 東島浩幸



佐賀県嬉野市塩田町五町田乙3328-2 枝藤法律事務所

代理人弁護士 藤藪貴治

電話 0954-68-0745

FAX 0954-68-0876

村上大祐市長代理人の鬼橋正敏弁護士による[REDACTED]氏の陳述書について、以下のようないかんを挙げる。

### 「2 茶師プロジェクトについて」の陳述についての疑問、指摘

陳述書では「平成30年4月、私の会社の元従業員であり、友人でもある[REDACTED]さんが仲間を集めて、自身の出身地である嬉野温泉に旅行に行こうという企画を提案されたので、共通の友人たちと一緒に、同年4月21日から23日までの日程で、嬉野温泉旅行を実施しました。メンバーは、私、[REDACTED]さん、[REDACTED]氏(漫画家)、[REDACTED]氏(ゲーム会社代表)、[REDACTED]氏(アニメ制作会社代表)、[REDACTED]さん(NPO法人勤務)、[REDACTED]氏(ゲーム会社勤務)です。

費用は、もちろん各自の自己負担です。」とあるが、[REDACTED]氏、[REDACTED]氏は6月の嬉野ツアー参加者であり4月の旅行には参加していない【調査請求書・別添資料3の3「関係者の公開情報」、第2回審査会資料21「4月の参加者情報」、同22「6月嬉野訪問写真】。従って「メンバーの中にアニメ関係者がいたため自然とそのような話になったものだと思います。」という推論も誤り。

「5月頃、一度、嬉野旅行のメンバーがカラオケボックスに集まり、懇親会を兼ねてアニメ制作の話をしましたが、(中略)以降、真剣にアニメ制作を検討したこと也没有。」と述べているが、6月に[REDACTED]氏らを伴って嬉野市を再訪したのがアニメ制作を真剣に検討していた何よりの証拠である。

「平成30年6月下旬か7月の初旬頃、4月の嬉野温泉旅行の際、私たちを案内してくれた嬉野市職員の[REDACTED]さんと[REDACTED]さんが出張のために上京するという話を聞きました。」としているが、LINEには6月26日に知ったことがはっきり記録されている【調査請求書・別添資料3の2「茶師プロジェクトLINEグループでのやり取り】。この陳述書が資料や履歴を精査せずに作成されたことがうかがえる。4月に案内したのは[REDACTED]副課長のみで、[REDACTED]主査は参加していない【調査請求書・別添資料3の3「関係者の公開情報】。

「おもてなしのつもりで、私がルームサービスを注文しました。代金は1点3万1050円のものを2点注文しましたので、6万2100円を支払っています。」とは述べているが、おもてなし=接待である。

「市長は、皆さんとその日視察をしたセグウェイの観光利用の話や参加者の仕事の話、嬉野の話をされていました。」[REDACTED]氏と村上市長はセグウェイジャパン視察で一緒になっており、新たにセグウェイの観光利用という「利害関係」を有していた疑いが生じる。村上市長は[REDACTED]氏、[REDACTED]氏と一緒にセグウェイの試乗をしている経緯から、東京ベイコート倶楽部での懇親会への招待が市職員からの電話だったのか疑問もある。

[REDACTED]副課長、[REDACTED]主査ともVR(仮想現実)・AR(拡張現実)を体験できる施設の見学をした渋谷から、セグウェイジャパンがある神奈川県海老名市までの交

通費を請求しておらず【第2回審査会資料23「7月9日の出張とは」】、どういう交通手段でセグウェイジャパンへ行き、東京ベイコート倶楽部へ移動したのか不明朗だ。審査会においては村上市長の行程を含め確認していただきたい。

### 3 最後に

「平成30年4月の嬉野旅行の際、仲間うちで話が盛り上がり、アニメ制作の話が出たことは事実です。案内役を引き受けてくれた[REDACTED]さんや[REDACTED]さんら市の職員さんもいたので」と述べているが、とあるが、[REDACTED]主査は4月には案内していない【調査請求書・別添資料3の3「関係者の公開情報」】。

「だれも真剣に検討していなかったと思います。その後、検討を行ったことはありません。」は事実と異なる。「平成30年7月9日の会食は、嬉野旅行の際に案内役を引き受けてくれた[REDACTED]さんと[REDACTED]さんのお礼の意味を兼ねた、仲間うちの懇親会です。」としているが、村上市長は一行を案内していない。「仲間うちの懇親会」に招待した理由が述べられていない。

[REDACTED]氏らが公務員倫理規程にうとかったであろうことは、東京ベイコート倶楽部での部屋飲みが「飲食店に行くより安いという認識」だったことからもうかがえる。しかし、公務員まして市長であれば李下に冠を正さずが鉄則だ。市長らが誘いを断るべきだったことは火を見るよりも明らかである。

「今回、私たちがアニメ制作を企画する利害関係者だといわれているようですが、驚きを禁じ得ません。」と主張しているが、[REDACTED]さんによるメッセージ投稿のFacebook転載に対する反応【調査請求書・別添資料3の3「関係者の公開情報」】は、村上市長のFacebook投稿や村上氏の代理人である鬼橋正敏弁護士が作成した文書との共通性が目立ち、口裏合わせを疑われても仕方あるまい。

陳述書は総じて鬼橋弁護士の作文という印象が拭えず、事実を裏付ける資料が示されていないため、信憑性に乏しいと言わざるを得ない。

## 陳述書

### 1 経歴

私は、[REDACTED]といい、[REDACTED]生まれの[REDACTED]歳です。

平成[REDACTED]年[REDACTED]月から平成[REDACTED]年[REDACTED]月まで株式会社嬉野創生機構で働き(平成[REDACTED]年[REDACTED]月以降は[REDACTED]としての給与。それ以前は無給。)、現在は[REDACTED]として働いています。

### 2 平成30年4月21日、22日のライシングループ「茶師プロジェクト」の結成について

平成30年4月21日から22日の間に、東京から株式会社嬉野創生機構代表取締役の[REDACTED]氏の友人である[REDACTED]氏と[REDACTED]氏ら計8名が嬉野市に視察にきました。

それに対して、嬉野市側からは当時まちづくり推進室長だった[REDACTED]と、[REDACTED]でありながら嬉野創生機構で[REDACTED]氏の管理下で社員として働いていた私と[REDACTED]の計3名が対応しました。

[REDACTED]氏らは、東京からのゲストを、お茶畑を中心に、天茶台など嬉野市の名所に案内し、21日の夜は嬉野市内の居酒屋「[REDACTED]」にて飲食を共にしました。そこで[REDACTED]氏らと[REDACTED]氏は意気投合し、嬉野のお茶をPRする企画として、[REDACTED]氏らを中心に行なう「イケメンの茶師を主人公にして、嬉野市を舞台としたアニメを作ると面白いのでは」との提案がなされました。これは当日私たちが出会ったカリスマ茶師で嬉野創生機構の取締役にもなっている[REDACTED]さんの印象が強かったからだと思います。

ツアーワークは[REDACTED]氏の発言に大いに賛同し、盛り上がり、早速、その場にいたメンバーでアニメ制作を目的としたライシングループ「茶師プロジェクト」を結成しました(別添資料1)。

### 3 平成30年6月23日、24日の天狗工房一行ツアーとのやりとりについて

6月23日にアニメ制作会社である天狗工房の[REDACTED]氏ら計3名がアニメ制作を具体化するため嬉野市に視察に来ました。それに対して嬉野市側は[REDACTED]氏、[REDACTED]氏、[REDACTED]、私が対応しました。

#### (1) 6月23日の夜、居酒屋[REDACTED]での会話

4月のツアーの時と同様に、嬉野市内の居酒屋「[REDACTED]」でゲストと飲食を共にしました。

そこでは以下のような会話がなされたのを聞きました。

[REDACTED]氏／「アニメ作るのにどのくらいのお金がかかるのですか」

[REDACTED]氏／「2000万円ぐらいですね」

[REDACTED]氏／「それぐらいなんですね」

その後、酒席の終盤では、両者が「ぜひ、実現していきましょう」と話しながら、力強く[REDACTED]氏と[REDACTED]氏が握手を交わしているのを見ました(別添資料2)。

## (2) 6月24日、新幹線駅、高架内の会話

天茶台を視察した後に、[REDACTED]氏の案内でツアーハウスは、まだ工事中で一般人は入ってはいけないはずの新幹線駅、高架内に上がりました。そこで一行は「この場所で何ができるか」について話し合いながら高架上を散策していました。自身がプロレスラーでもある[REDACTED]氏やゲストからは「どういうことができるかな」「人が地面に落下しないよう、ここにネットを貼る必要がある」「この場所ならリングを十分置ける。」などのアイデアが次々に出ました。

それに対して[REDACTED]氏は「ここでプロレスやったら面白い。話題になる。バズる。」「レールができる前なら使えます。やりましょう」「市長がリングに上がってボコボコにやられたら面白い。やってくれると思います。」などと返答していました。

帰り際にも、[REDACTED]氏は「やりましょう」「何でも通しますよ」「どんどん通します」と、企画に積極的な発言を繰り返し、[REDACTED]氏はそれを受けて「そんな簡単に通るものなんですか？」 「僕たちが悪い会社だったらどうするんですか？」などと笑いながら逆に心配する様子でした（別添資料3）。

### 4 最後に

私も直接、東京からのゲストたちをアテンドし交流をしましたが、とても気持ちのいい人たちで、真剣に嬉野を舞台に何か面白いことができないかと考えてくださっている様子でした。

今回の疑惑となっている会食が、東京の方たちの悪意から行われたとは私個人としては全く思いません。純粋に来客を、丁寧にもてなしただけだと思われます。

ただ、仮に疑惑として指摘されているような会食の内容があり、市長や市職員が参加していた場合は、何らかの責任を取る必要はあると思います。事実を事実として、正しく調査、判断をしていただくことだけを願います。

私自身もこの土地で過ごしたことで、嬉野が好きになり、昨年に東京から移住してきました。そうした魅力的な嬉野市は、きっと風通しの良い、フェアな町であると信じています。そして、嬉野市の[REDACTED]として、この町の人たちと連携し、より多く貢献できるように、これからも活動を進めていけたらと願っています。

以上、間違いありません。

平成31年 1月 17日

氏名 [REDACTED]